

官報

昭和五十四年四月二十四日

○第八十七回 衆議院會議録 第二十号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)

議事日程 第十八号

昭和五十四年四月二十四日

午後一時開議

第一 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 元号法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 元号法案(内閣提出)

海外経済協力法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議

○議長(瀧尾弘吉君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(瀧尾弘吉君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

宮澤喜一君から、四月二十六日より五月四日まで九日間、河本敏夫君から、四月二十八日より五月六日まで九日間、中島衛君から、四月二十八日より五月七日まで十日間、野呂恭一君から、四月二十八日より五月十二日まで五日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第一、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長橋口隆君。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋口隆君登壇〕

○橋口隆君 ただいま議題となりました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今日、発展途上国に対する経済協力がますます重要となつてきていることは、先進国における共通の認識となつております。

わが国も、さきの先進国首脳会議等において、政府開発援助の三年間倍増目標を表明するなど、積極的な姿勢を明らかにしております。これに従つて、今後、政府開発援助を大幅に拡大するためには、その中心的な実施機関である海外経済協力基金の事業規模を一層拡充するとともに、事業実施の円滑化を図ることが必要となつております。

本案は、こうした観点から、海外経済協力基金の資金調達を円滑化するとともに、事業運営の体制を整備強化するため提出されたものであります。その主な内容は、

第一に、基金の借入金等の限度額を資本金等の額の三倍に引き上げること、

第二に、基金の借入金または債券について、政府が保証することができること、

第三に、基金に副総裁一人を置くこと等であります。

本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、三月二十日小坂経済企画庁長官より提案理由の説明を聴取した後、各関係大臣及び参考人に対し質疑を行い、四月十一日には、特に大平内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、同日質疑を終了、討論の後、採決をいたしました結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府開発援助の執行の迅速化、援助の効果の明確化など、五項目にわたる附帯決議が付されておりますことを申し添えます。

〔拍手〕

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 元号法案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第二、元号法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長蔵内修治君。

元号法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔蔵内修治君登壇〕

○蔵内修治君 ただいま議題となりました元号法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の大多数が元号の存続を希望していることにかんがみ、元号に関する制度の明確化と安定化を図るため、その根拠を法律で規定しようとするものであります。その内容は、

第一に、元号は、政令で定めること、

第二に、元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めること、

第三に、この法律は、公布の日から施行すること、

第四に、昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする。こと

であります。

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 元号法案

五三二

日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日日本委員会に付託され、三月二十日三原國務大臣より提案理由の説明を聴取し、四月十日から質疑に入り、四月十三日には五名の参考人を招致して意見を聴取し、四月十九日大平内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重に審査を行いました。

本案に対する質疑の主な内容は、元号法制化の必要性、新憲法及び旧憲法下の天皇制と一世一元の元号との関係、法制化に伴う元号使用上の諸問題、政令で定める元号選定及び改元時期の問題など、広範多岐にわたる質疑が行われたのでありますが、その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、四月十九日の深更に及ぶ委員会を散会し、引き続き二十日未明の委員会におきまして質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党の唐沢俊二郎君、公明党・国民会議の新井彬之君、民社党の吉田之久君及び新自由クラブの中川秀直君より、それぞれ賛成の意見が述べられ、また、日本社会党の岩垂寿喜男君及び日本共産党・革新共同の柴田睦夫君より、それぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(兼尾弘吉君) 討論の通告があります。順次これを許します。山花貞夫君。

○山花貞夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました元号法案について反対の討論を行うものであります。

元号法制化は、天皇を元首化、神格化しようとする思想的潮流に法的な保障を与えようとするものであり、主権在民を掲げる現憲法に明白に違反するものであります。わが党は、これを断じて認めることができません。

政府は、元号法制化の論議を象徴天皇制に求めました。しかしながら、現憲法における象徴天皇制は、明治憲法における天皇主権と、統治権の総攬者たる天皇を中心として構成されている国家の統治機構の全体を否定したところから誕生したものであります。天皇支配の国家体制を象徴した一世一元の元号制は、国民主権の原理を掲げる現憲法下で認められる余地はありません。

政府は、この元号法案の国会における成立を至上命令としてきました。委員会における審議も日程の消化だけが推し進められ、議論が尽くされないまま採決に持ち込まれたのであります。国民の間で意見が大きく分かれている元号法制化問題が、一政党内の派閥の調整に利用されてはなりません。また、多党化時代における政党連携の手段とされてはならないのであります。

大平総理は、今日元号法制化を急ぐ理由として、元号が国民の日常生活に定着し、また、全国の自治体の多くが法制化の決議を行っていることを挙げました。しかしながら、事実たる慣習として元号が国民の日常生活の中に定着していることとその法制化とは、全く問題が別であります。国民の多数は、元号法制化に反対しているのであります。

最近のマスコミの調査によれば、政府の主張とは全く逆の世論が明らかにされています。各新聞社の調査によると、元号法制化賛成はおよそ二〇％前後にすぎないのであります。この世論の動向に照らせば、全国の自治体における法制化決議の正体もまた明らかであると言わなければなりません。(拍手)多数の力による世論の捏造は、民主主義の危機をもたらすものであります。

次に、元号法制化賛成論は、元号が千三百年以上も続いた国民的文化遺産であることを強調いたしました。時の権力者が、人民と領土を支配するとともに、その時代をも支配する象徴としてみずから権力的に決定した元号の制度をもって文化的伝統とするがごとき議論は、文化の何たるかを知らない議論であると言わなくてはなりません。(拍手)

仮にこれを文化的伝統と言うならば、それは権力者のための文化であり、国民とは無縁であります。文化は、国民の生活の中から生まれるものであり、国民の日常生活の中から創造されるものであります。文化を法律によってつくり出そうとする議論のごときは笑止と言わざるを得ません。

改元は、国民生活に大きな影響、混乱、損害を与えるものであります。この元号問題についての国民的合意が形成されていないのはもちろん、これに関する議論もいまだ未成熟な中で、未来に生きた子供や孫たちに法的な拘束力をもって元号を押しつけることは許されません。それは、歴史に禍根を残すものであると言わざるを得ないのであります。(拍手)

しかも、元号法制化は、思想、表現の自由など、国民の基本的な人権を侵すものであります。政府は、この法律を国民には強制しないと強調いたしました。しかしながら、国会答弁においては、公務員にそれを強制することを通して、官公庁の窓口では事実上国民に強制することが明らかにされたのであります。

かつて、内閣は、源田実参議院議員の質問主意書に對し、こう言っております。もし元号の使用を国民に強制しようとするのであれば法律を必要とすることは当然であるが、そうでなければ必ずしも法律によることを必要としないものと考えられる、こう答えていたものであります。すなわち、元号の法制化は強制を伴うものであることを政府みずから認めていたものであります。

また、元号法制化は、政教分離の原則を無視した、そして国家神道の復活に道を開くおそれがあるものと言わなければなりません。

われわれの基本的態度は、去る十八日、わが党の飛鳥田委員長が大平総理に對し、元号法制化の反対を申し入れたとおりであります。

元号が事実たる慣習であれば、西暦もまた事実たる慣習であります。したがって、その使用を法律で強制することなく、国民の自由な意思に任せ

ること、国民に元号を強制するこの法案は撤回し、年号が必要と考える場合には内閣の判断で行うこととあります。いまあわただしく世論の反対を押し切って法制化を図るべきではありません。さらに議論を深めるべきなのであります。この場合、政治、経済、文化の国際化が進んでいる今日、世界共通の尺度である西暦の採用こそ将来望まれる紀年法というべきであります。

また、政府は、元号法制化はイデオロギーとは関係ないと繰り返し述べてきましたけれども、事の真相を押し隠そうとするものであると言わざるを得ません。元号法制化のねらいは、国民思想を天皇制のもとに統合しようとするところにあります。それは、君が代、日の丸、靖国、教育勅語、軍人勅諭などと深いかわりを持って、天皇制賛美の思想的潮流の中心にあるものなのであります。天皇主権の復活を目指す一部勢力の要求にこたえたものであります。

国民は、過日の防衛大学の卒業式において、元号法制化実現国民会議議長石田和外元最高裁判所長官が軍人勅諭を賛美した事件や、東条英機元首相らA級戦犯が靖国神社に合祀され、これにクリスチャンである総理が参拝することに不安を感じているのであります。国会の参考人として出席して意見を述べただけで、右翼団体とおぼしきところから脅迫めいた文書が突きつけられるという事件に、この法案の持つ危険な本質を知るのであります。(拍手)

わが党は、以上の立場から、大平内閣に對し元号法案の撤回を強く要求し、かかる反動的、反憲法的な法案を強行せんとする大平内閣の政治姿勢を強く糾弾するものであります。(拍手)

○議長(兼尾弘吉君) 竹中修一君。

○竹中修一君 私は、自由民主党を代表し、元号法案に對して賛成の討論を行います。(拍手)

元号は、遠く孝徳天皇時代の大化以来、千三百年以上の歴史を有し、国民の日常生活において長

年使用され、広く国民の間に定着して、日本の伝統文化とも、また民族的遺産ともいふべきものであります。さらに、明治以降は、一世一元の元号として、国民の日常生活の中に溶け込み、なじまれてまいりました。

しかしながら、元号について、旧皇室典範及び登極令が廃止されて以来、法的根拠を失い、現在の元号である昭和は、事実たる慣習として使用されているものであります。したがって、昭和の次の元号を、だれがどのような場合に定めるかについての規定がないのであります。

政府の元号に関する世論調査によれば、日常元号を用いている者が約九割に上り、また、将来にわたり元号の存続を望む者が約八割に達しているものであります。このような事実を踏まえるならば、元号を将来にわたって存続させるための方策をとるべきことは当然でありましょう。元号を将来にわたって存続させるために、だれがどのような場合に改元を行うかを明確に定めておく必要があります。

その方法として、内閣告示でもよいのではないかという意見もありますが、仮に内閣告示によるとするならば、時の内閣の恣意的判断によってその存続が左右され、また、国民の意思を反映する機会もなく、制度としての安定性、明確性に難点があることは明白であります。

このような見地からして、国民を代表する国会の定める法律によって規定するのが最も望ましい方法であり、また、最も民主的なやり方であることは言うまでもありません。(拍手)全国の四十六都道府県議会、千五百以上の市町村議会が元号制度の法制化の決議をしていることも、法制化を望む国民世論のあらわれであります。

一世一元の元号は、国民主権を定めた憲法に反するとの反対論がありますが、憲法は、主権者である国民の総意に基づくものとして、その第一条に象徴天皇制を定めており、年の表示方法の一つである元号を天皇の在位期間と関連させること

は、象徴天皇と国民とを結ぶ深いきずなとしてまことにふさわしいことであり、象徴天皇制を定めた現憲法の規定にいさかも反するものではないと確信するものであります。(拍手)

また、元号は、わが国だけで通用するものであって、国際化の今日、元号にこだわることは世界の大勢におくれるという説をなす者もありまゝす。大多数の国でキリスト暦である西暦を使用しているのは事実であります。その国によっては仏暦、回教暦等を併用するなど、各国の歴史や伝統により差異があることもまた事実であります。わが国においても同様で、固有の歴史や伝統は大切にすべきものであると考えます。元号を法制化した場合においても、西暦の使用については現状と同じで、格別制約を受けるわけではなく、時と場合に応じて元号と西暦を使い分けていくのであります。何ら障害となるものとは考えられないのであります。

また、一部には、法制化は元号の使用の強制につながるという点で、法制化に反対している向きもありますが、元号法案には元号の使用についての規定はなく、国会審議における政府の答弁から見て、そのようなおそれがないことは明らかであり、あくまでも現在の元号の使用状況を何ら変更するものではなく、反対論は根拠のないもので、ためにする議論であると言わざるを得ないのであります。(拍手)

新元号の選定手続については、国民のためによい元号を選ぶという観点から、政府としては慎重な配慮をすべきであると考えます。改元に伴う影響についても、改元という事態は頻繁に起こることではなく、また、その影響はひとしく全国国民が受けるものでありますから、国民の一人一人が良識を発揮して、適宜対処していくべきものと思ひます。混乱が生じたり、一部の者に負担が偏ったりすることは好ましいことではな

いと思ひますので、政府としてもその点に万全の注意を払うべきであると考えます。

なお、本法案の内閣委員会においては

異例のことではあります。

二十日未明、質疑終了、各党それぞれ討論を済ませ、整々のうちに採決を行い得たことに對し、内閣委員長初め委員各位の労を多とするものであります。(拍手)

以上、本法案は、元号を制度として明確に定め、かつ、安定したものとするため、その根拠を定めようとするものであり、まことに適切なものであると考え、本法案に賛成の意見を表明する次第であります。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 柴田睦夫君。

〔柴田睦夫君登壇〕

○柴田睦夫君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、元号法案に断固反対するものであります。(拍手)

反対理由のまず第一は、本法案が、現憲法の主権在民原則に逆行するということであります。元号制度が中国でつくり出され、その後、わが国を含む東アジア諸国を中心として使用された君主体制に固有の政治制度であり、明治になって一世一元制が制度化されて以降のわが国の元号制度が、天皇主権、天皇の統治権と不可分の政治制度であることは、政府みずからが委員会審議で認めたところでありまゝす。

戦後、主権在民の現憲法施行と同時に、一世一元の元号制度の法的根拠が失われ、元号制度がなくなつたのはきわめて当然であります。元号制度が現憲法の主権在民原則に逆行することは、新しい皇室典範から元号制定の項が削除されたこと、や、一九四六年の元号法制化の企てが、準備中の現憲法の精神に逆行するものとして断念された経過などによつても全く明白であります。

天皇の在位期間に応じて年号を改める一世一元の元号を制度として復活させ、恒久的に固定化することは、現憲法の主権在民原則に逆行する、まさに時代錯誤の非文化的愚行と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第二は、本法案が、天皇元首化、憲法改悪を目指す法制化推進派の反動的な企てと不可分であり、軍事ファシズムの路線に立つた重大な政治・思想反動の一環をなすものであるということです。

各種右翼団体など、元号法制化推進派の中核勢力が、元号法制化を天皇元首化、憲法改悪への一里塚、あるいは解釈改憲と位置づけて策動してきたことは公然たる事実であります。これら右翼団体が、元号法制化に反対する学者、文化人らを暴力で脅迫するという、ゆゆしい事件さえ引き起こしていることも周知のとおりであります。重大なことは、政府みずからが、法制化推進派の中核勢力に公然たる激励を与え、彼らの策動に全面的に呼応しているだけでなく、これら一連の事実を明確に否定できず、事実上認めていることでもあります。

本法案は、まさに、戦時立法、君が代国歌化、教育勅諭や軍人勅諭の礼賛、靖国神社問題などととも、対米従属下の軍国主義復活の路線に立つた重大な政治・思想反動の一環をなすものであり、断じて認めることができないのであります。(拍手)

第三は、本法案が、大多数の国民世論に真っ向から挑戦し、国会と国民を全く愚弄するものであるということです。

各種の世論調査で、多数の国民が元号法制化に賛成しておらず、法制化に賛成する世論がわずかに二〇%前後にしかすぎないことは、政府みずからが委員会審議で認めたところでありまゝす。戦後、主権在民の現憲法施行と同時に元号制度がなくなり、その後、元号が西暦とともに慣習的に使われているにすぎないことも、政府みずからが認めて

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 元号法案

五三四

いるところであり、国民の多くが、元号存続に賛成でも法制化に賛成していないという各種世論調査の結果は、慣習としての現在の元号の存続には賛成でも、元号を制度として復活させることには賛成していないという、大多数の国民に定着した世論をリアルに表現したものであります。

国民にとって、慣習的使用が不都合で、法制化しなければならぬという理由は何ら存在しないのであります。元号存続の希望にこたえるのが政府の責任であるなど称して、元号を制度として復活させるのは明らかにすりかえであります。存続の方式を国民の代表である国会で決めてもらうのが最も民主的であるなど称して、多数を頼んで元号制度を復活させるのは全くの欺瞞であります。

第四は、法制化しても一般国民には強制しないなどという政府答弁の欺瞞性が、委員会審議を通じてますます明らかになったことでもあります。

元号法制化によって、元号の使用が事実上強制されている現状が制度的に固定化され、法制化された元号と非法制の西暦などの間に法制上の優劣関係が生まれ、いまだ以上に元号の使用が強制されることは自明であります。法制化された以上、公的機関が元号を使うのは当然であるなどという法理を展開する政府が、法制化された以上、一般国民が元号を使うのは当然であるなどと言ひ出さない保障はどこにもありません。

現に政府は、その保障を何ら示すことができなかったばかりか、公務員は、上司から元号使用を命令された場合、これに従わなければならない、従わない場合、懲戒処分もなし得るとか、元号法は、他の法令と相まって拘束性を持つこともあるなどと答弁し、一般国民には強制しないという言ひ分の欺瞞性をみずから暴露しているのではありません。毎日新聞の世論調査で、約六割に上る人が、法制化による使用強制に不安を抱いているという結果が出ているのはきわめて当然であります。

元号問題については、わが党が繰り返し主張し

てきたように、慣習としての元号の存続を望んでいる多数の国民世論を素直に尊重して、憲法の枠内で、現在の慣習的使用の延長として適切な措置を検討すべきであり、将来にわたって固的な法律で拘束すべきものではありません。(拍手)いかなる紀年法を国民が用いるかは、歴史と国民自身の選択にゆだねるべきものであります。これこそ、大多数の国民の願ひに素直にこたえる道理ある措置であります。(拍手)

提起された疑問や問題を国民の前に十分解明せず、また、徹底審議のためにわが党が行った、公聴会や連合審査、使用強制問題についての実態調査、さらに、必要とされる参考人意見聴取や資料提出などの道理ある提案には耳をかそうとせず、しやにむに採決を強行することは、国民に対する国会の責務を放棄するとともに、国会の民主的運営を踏みにじる暴挙と断ぜざるを得ません。わが党は、広範な国民世論に挑戦して憲法の主権在民原則に逆行する元号を法制化することに断固反対し、多数を頼んで法案をこすり押ししてきた政府・自民党と、これにくみした公明、民社、新自、三党の反民主的姿勢を厳しく糾弾して、討論を終わります。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 新井彬之君。

〔新井彬之君登壇〕

○新井彬之君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております元号法案に対して賛成の討論を行います。(拍手)

日本国憲法が施行されて以来、すでに三十有余年を経過しておりますが、年号について、国民の理解と感覚は、昭和と西暦の二重の基準を離れなく吸収し、適宜にこれを自由に使い分けているのが実態であります。そこには、わが国民族と生活の中に溶け込んだ元号に対する国民の心情とともに、生活の営みの中の元号使用の便利さというものを無視することができません。これを裏づけるように、今日における各方面の世論調査の結果で、回答者の大多数は元号の存続を希望しており

ます。

したがって、公明党・国民会議は、元号に対するこうした国民感情、生活感覚と便利さ、世論の実態を踏まえ、さらに、主権在民、議会制民主主義の上に立って、象徴天皇の地位を明記した日本国憲法を擁護する立場から、この際、日本独自の元号を法律の定める手続によって存続することに賛成いたしますのであります。(拍手)

以下、賛成の理由を具体的に述べます。

第一に、日本独自の元号はやはりあった方がよいということであり、元号の起源は古代中国にあり

ますが、わが国では、大化の改新の成功によって初めて法令国家として出発したときから始まっております。以来、昭和まで、元号は二百四十七を数えており、平均五年に一回改元していることになりました。また、歴史的事実として、古来、元号は吉凶、禍福、瑞祥などで、天皇の治世とは無関係で定められたのであります。それが、明治から、いわゆる天皇の治世を一元号とするようになったわけであり、その意味からは、古来の元号の定め方を、立憲君主国という国家体制への変革のもとで変質させたことになると考えるものであります。

ところで、昭和という元号は、旧皇室典範第十二条等で固定されたものから、主権在民を宣言した日本国憲法のもとで、現在は事実たる慣習として用いられております。つまり、旧帝国憲法の天皇制、旧皇室典範で固定された元号からは全く変質したのとなつてゐるのであります。

その旧帝国憲法下と異なる昭和を、なぜ国民の大多数が元日の年賀状に用いているのか、また、世論調査で大多数があつた方がよいと回答するかを考へてみなければなりません。

そこには、日本民族の伝統的な心情というものがあることを得ません。新年を祝ひ、心新たに

が、日本人にとっては一つの共感となり、時代の移り変わりをながめる民族独自の時代観があると思ふのであります。

こうした意味から、私は、民族独自の元号の必要があると判断いたします。

第二は、本法案から見ると元号は、主権在民の現憲法体制の中で法律に基づく手続で定めるものでありますから、国民が定めるものであるということであり、したがって、元号を法制化することが旧帝国憲法の天皇制への復帰に結びつくものではないということであり、

私も、本法案によって定められる元号を国民の定める元号であるとするのは、日本国憲法の議会制民主主義は、主権を持つ国民によって公選された議員により国会を構成しているからであります。すなわち、元号に関する手続制度を法律によって定めるとする元号法案を国会で議決するのであり、その議決は国民主権に由来すること自明であります。したがって、この法律案に基づく元号は国民の定める元号であります。旧皇室典範に基づく元号とは全く別であることは明瞭であります。(拍手)

いまここで元号を法制化することが、国民の主権を侵し、あるいは、やがて旧帝国憲法の天皇制の復帰に結びつくとの考へにつきましては、いずれにせよ現行憲法の象徴天皇を否定する考へに基づくもので、私どもは、この考へにくみするものではなく、あくまでも現行憲法を擁護する立場に立つものであります。(拍手)

また、元号法制化が、いずれにせよ改憲につながる国民世論を培養するとする短絡的考へもいたしません。現行憲法に対する国民の認識と定着、さらに憲法に規定された改憲手続から見ても、そうした短絡的考へには同意できないのであります。

第三に、本法案により元号が法制化されても、国民に対してそれを強制するのではなく、現在の昭和と西暦の使用が国民それぞれの考へで自由に

使用されているのと同様に、自由に使用できるといふことであります。これは、憲法で保障された基本的人権、表現の自由からも当然であると言わねばなりません。

ただし、官公庁における文書上の取り扱いについては、文書事務の統一性の必要から元号で統一することはやむを得ないと判断をいたしました。そのことが直ちに国民の基本的な人権、表現の自由、思想、信教の自由を侵害することにはならないと見るべきだろうと考えます。

第四に、以上第一から第三までの考えに立つて、元号に関する手続制度を法制化することが必要であると認めざるを得ないのであります。

現在の昭和が、現行憲法のもとで事実たる慣習として用いられ、大多数の国民が元号の存続を認めていることを尊重することは、元号を、主権在民の法治国家として法律によって安定したものとするにはかならないからであります。

最後に、旧帝國憲法下の元号が、旧皇室典範等によって定められたいわゆる天皇の大権に属するものであったのに対し、本法案に基づく元号は、国民の主権に由来するものであります。したがって、改元に当たっては、国民の心情と生活に最もふさわしい配慮をいたすべきであります。

その意味から、私どもは、改元は皇位の継承があった場合に限りとするも、改元のスタートは皇位継承のあった翌年一月元旦とすることが、国民主権に由来する元号にふさわしく、また、憲法第一条から見ても、日本国独自の元号として最もふさわしい改元のあり方であることを主張し、その実施を強く要望して、私の討論を終わります。

(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 青山丘君。

〔青山丘君登壇〕

○青山丘君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となっております元号法案に関し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

今日、元号は、時代を象徴するものとして国民

に広く親しまれてきました。また、生活慣行としてもすっかり定着した文化的な所産となっております。

昭和五十二年、総理府が行った世論調査によれば、日常生活において主に元号を使用している人は八九％と、圧倒的多数を占めています。また、元号の存続に反対する者はわずか六％に対して、積極的賛成が五九％、消極的な賛成が二〇％と、元号制度の存続を望む者は七九％にも達しています。

(拍手) しかも、四十六都道府県議会と千数百の市町村議会において、元号法制化の決議がなされました。このことからしても、元号の存続に関する国民的合意は紛れもない事実と言わなければなりません。

(拍手) したがって、このような実態に反して、ただイデオロギー上の反対や、西暦に一本化するとの論は、民意反映の政治としては絶対にとるべきではありません。

(拍手) また、一部においては、西暦使用が世界の大勢であるとの立場から元号制度に反対する意見もありますが、それは、ユダヤ暦、回教暦、仏暦など、それぞれ民族固有の暦年を西暦と併用してその国の文化を維持し、継承している国が世界で二十数カ国もある事実を目を背けている、きわめて一方的な意見と言わなければなりません。国際化時代になればなるほど、民族固有の文化を高らかに誇りつつ、国際社会での調和を図ることがきわめて重要なのであります。

こうした意味からも、元号制度を維持し、継承するのは当然のきわみと言うべきであります。

第二は、では元号を民主主義の原則に照らして存続させる方法をいかにすべきかという問題であります。

かつての一世一元制の元号制度には、行政官布告、旧皇室典範、登極令など、法律上の根拠がありました。しかし、昭和二十二年、明治憲法にかわって日本国憲法が施行されると同時に、旧皇室

典範、登極令は廃止され、新しい皇室典範からは元号に関する規定が削除されました。また、行政官布告についても、その法的有効性に疑義が生じているなど、元号の法的根拠は実際上失われてしまったわけです。

いまや、元号は、事実たる慣習として使用されているのが現状であります。仮にこの慣習に従うならば、将来、天皇の代がかわった場合、新元号がおのずからつくられるという考え方もありますけれども、果たして法治国家としてそれが妥当であるのかどうか、大きな疑問が生ずるのであります。

特に指摘すべきは、だれがどういう手続を経て新しい元号を決定するのかという問題であります。この意味から、元号を存続させる根拠を早急に確定する必要があります。

そこで、元号存続の方法には、内閣告示と法制化による二通りが考えられますが、内閣告示では、時の政権が、告示するかしないかの自由を持っているのであります。しかも、民族的伝統文化の所産である元号の維持、継承という点から見ると、制度的にはきわめて不安定であります。私は、この種の問題は、内閣告示ではなく、国権の最高機関としての国会において、民主的に十分な議論を尽くして立法化するのが妥当であると考えものであるとあります。

(拍手) 第三は、法案の内容についてであります。本法案によれば、元号は政令で定められ、改元は皇位の継承があった場合に限りとされております。国民の一部には、法案が一世一元制の立場をとっているから、象徴天皇制を定めた現行憲法の精神に抵触するという危惧を持っている者もいます。また、元号法制化を推進する人々の中には、確かに天皇制復活を唱える向きもなくはありません。

しかし、現行憲法下の象徴天皇の地位と権能は、もはや明治憲法下における統治権の総攬者とは全く異なっているのであります。現行憲法を正しく解釈するならば、主権在民が大原則であることは明々白々でありまして、かつての古い天皇制度の復活を夢見たり、はたまた古い天皇制復活につながるとして元号反対論を展開する者は、現行憲法を知らないか、あるいは憲法を厳正に守る意識を欠如している者の議論にすぎないのであります。

(拍手) およそ、現行憲法の精神を正しく体得し、憲法の示す民主主義体制を堅持しようとする大多数の国民は、必ずや、憲法と調和した元号制度を守り、はぐくむのでありましょう。

また、われわれ政治の場にある者は、こうした大多数の国民の明確な意思を信頼すると同時に、それをますます高揚するよう働きかけ、努力する責務のあることを自覚すべきであります。政府もまた、法の運用とそれに伴う世論の動向に対しては、適切に対処して、いささかも古い天皇制復活の懸念を抱かせないよう万全の努力を尽くすべきであります。

以上、元号法案に対する賛成の趣旨を述べるとともに、伝統文化と民主主義憲法を調和、発展させるのが党の意思をここに明らかにして、私の賛成の討論を終えるものであります。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 港灣労働法の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長の報告

五三六

部を改正する法律案、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(港尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(港尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(港尾弘吉君) 港灣労働法の一部を改正する法律案、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長森下元晴君。

港灣労働法の一部を改正する法律案及び同報告書

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔森下元晴君登壇〕

○森下元晴君 ただいま議題となりました二法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、港灣労働法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、輸送革新の進展等に伴い、登録日雇港灣労働者の就労機会が減少し、これらの者に支給する雇用調整手当の収支状況も悪化していることにかんがみ、その改善を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、登録日雇港灣労働者に対して雇用保険法を適用するものとする、

第二に、雇用調整手当と雇用保険法の日雇労働者給付金等との調整でありまして、雇用調整手当の日額が日雇労働者給付金等の日額以下の場合には雇用調整手当を支給せず、上回る場合は、その差額の雇用調整手当を支給するものとする、

等であります。

本案は、三月十四日付託となり、四月十日の委員会において質疑を終了し、本日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、漁業離職者及び特定不況業種離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の有効期限を、それぞれ昭和五十八年六月三十日まで延長するものであります。

本案は、三月二十日に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(港尾弘吉君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(港尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

午後二時一分散会

○議長(港尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

出席国務大臣

労働大臣 栗原 祐幸君
国務大臣 小坂徳三郎君
国務大臣 三原 朝雄君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和五十三年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく昭和五十四年度において講じようとする農業施策についての文書

一、去る十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和五十三年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十四年度において講じようとする林業施策についての文書

一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和五十三年度沿岸漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和五十四年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十三年度第三・四半期における予算使用の状況

(政府委員退任)

一、去る十七日、大平内閣総理大臣から港尾議長あて、十七日付をもって公安調査庁次長鎌田好夫は京都府検察庁検事正に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十七日、港尾議長は、大平内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十七回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局総務主幹 関 守
公安調査庁次長 西本 昌基

(政府委員任命)

一、去る十七日、大平内閣総理大臣から港尾議長あて、十七日議長において承認した閣外一名を同日第八十七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された、元衆議院議長、栃木県第一区選出議員船田中君

は、去る十二日死去された。

一、福岡第一区選出議員森田欽二君は、去る十三日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る十日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 森 美秀君(理事北川石松君去る十日委員辞任につきその補欠)

一、去る十九日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 西田 八郎君(理事西田八郎君去る十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

北川 石松君

補欠

森 美秀君

議院運営委員

辞任

塚原 俊平君

補欠

中村 弘海君

中村 弘海君

塚原 俊平君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

塚原 俊平君

補欠

石川 要三君

外務委員

辞任

川田 正則君

補欠

倉石 忠雄君

佐野 嘉吉君

前田 治一郎君

依田 実君

倉石 忠雄君

始関 伊平君

前田 治一郎君

依田 実君

永原 稔君

大蔵委員

辞任

貝沼 次郎君

補欠

宮井 泰良君

依田 実君

永原 稔君

依田 実君

小川 平二君

鹿野 道彦君

始関 伊平君

前田 治一郎君

松永 光君

宮井 泰良君

逢沢 英雄君

池田 行彦君

石川 要三君

小淵 惠三君

谷 洋一君

玉沢 徳一郎君

貝沼 次郎君

通信委員

辞任

倉石 忠雄君

羽田 孜君

補欠

倉石 忠雄君

天野 光晴君

羽田 孜君

議院運営委員

辞任

玉沢 徳一郎君

中西 啓介君

原田 昇左右君

天野 光晴君

小川 平二君

天野 光晴君

小川 平二君

橋本 進君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

稲垣 実男君

宇野 亨君

関谷 勝嗣君

中馬 辰猪君

増田 甲子七君

森 喜朗君

受田 新吉君

米沢 隆吉君

國場 幸昌君

塚田 徹君

中村 弘海君

羽田 孜君

浜田 幸一君

森 美秀君

渡辺 武三君

運輸委員

辞任

石井 一君

小此木 彦三郎君

浜田 幸一君

河村 勝君

稲垣 実男君

中馬 辰猪君

増田 甲子七君

受田 新吉君

建設委員

辞任

川合 武君

甘利 正君

議院運営委員

辞任

甘利 正君

川合 武君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

相沢 英之君

石川 要三君

天野 光晴君

早川 崇君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

天野 光晴君

早川 崇君

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

五三八

農林水産委員

辞任

愛野興一郎君
國場 幸昌君
稻垣 実男君
増田甲子七君
愛野興一郎君

補欠

増田甲子七君
稻垣 実男君
國場 幸昌君
愛野興一郎君

運輸委員

辞任

河村 勝君
西田 八郎君
受田 新吉君

補欠

西田 八郎君
受田 新吉君

建設委員

辞任

川合 武君
甘利 正君
川合 武君

補欠

甘利 正君
川合 武君

決算委員

辞任

玉生 孝久君
早川 崇君
小淵 惠三君
増岡 博之君
玉生 孝久君

補欠

増岡 博之君
小淵 惠三君
早川 崇君
玉生 孝久君

議院運営委員

辞任

西田 八郎君
甘利 正君
渡辺 武三君
川合 武君
川合 武君

補欠

渡辺 武三君
川合 武君
西田 八郎君
甘利 正君

内閣委員

辞任

中馬 辰猪君
福田 一君
増田甲子七君
岡田 春夫君
石井 一君
玉沢徳一郎君
羽田 孜君
田邊 誠君

補欠

羽田 孜君
石井 一君
玉沢徳一郎君
田邊 誠君
福田 一君
増田甲子七君
中馬 辰猪君
岡田 春夫君

地方行政委員

辞任

加藤 万吉君
岡田 春夫君
加藤 万吉君

補欠

岡田 春夫君
加藤 万吉君

運輸委員

辞任

石井 一君
小此木彦三郎君
玉生 孝久君
中馬 辰猪君
福田 一君
増田甲子七君
受田 新吉君
河村 勝君

補欠

中馬 辰猪君
福田 一君
増田甲子七君
小此木彦三郎君
石井 一君
玉生 孝久君
河村 勝君

(常任委員死去)

一、去る十二日、懲罰委員船田中君は死去された。

一、去る十三日、農林水産委員森田欽二君は死去された。

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

電波法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案
土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

(条約受領)

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
千九百七十四年の海上における人命の安全のた

めの国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十四年の海上における人命の安全のた
めの国際条約に關する千九百七十八年の議定書
の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、昨二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案

(条約付託)

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
千九百七十四年の海上における人命の安全のた
めの国際条約の締結について承認を求めるの件
(条約第一二二号)(予)

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六四号)

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

以上二件 法務委員会 付託

一、昨二十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

戦時災害援護法案(片山基市君外四名提出、参法第五号)(予)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律

の一部を改正する法律案

改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食品衛生監視行政に關する質問主意書(瀬野栄次郎君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県の市町村未買収道路用地(旧つぶれ地)に對する国の補償措置に關する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農業行政に關する質問主意書(瀬野栄次郎君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は

の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に關する法律の一部を改正する法律案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案
一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に關する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に關する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

食品衛生監視行政に關する質問主意書(瀬野栄次郎君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県の市町村未買収道路用地(旧つぶれ地)に對する国の補償措置に關する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農業行政に關する質問主意書(瀬野栄次郎君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。
合成洗剤の安全性等に関する質問主意書(島本虎三君提出)
(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員上田卓三君提出在日韓国・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問に対する答弁書

在日韓国・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年三月二十二日

提出者 上田 卓三

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
在日韓国・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問主意書

現在、大阪府の八尾市において市内の労働組合、民主団体、一般市民等多くの人々が、「八尾市公務員一般事務職・技術職差別国籍条項撤廃市民共闘会議」を結成し、広く市民運動を展開している。

これは、市の公務員の一般事務職・技術職の受験資格の中に「日本国籍を有する者」という条項があり、現実に入尾市に居住する約七千人の外国人の大半が、在日韓国・朝鮮人であることを考えると、国籍条項は、在日韓国・朝鮮人を排除するものであると言わざるを得ない。さらに、このことは単に在日韓国・朝鮮人の公務員任用の道を閉ざすのみならず、民間企業の就職差別に口実を与えるという二重の意味で民族差別につながるものと思われる。また、そのような事実は、ひるがえって広く日本の民主主義と人権確立に深くかかわる問題である。以上の考えに立ち、市民共闘会議は結成されたのである。

市民共闘会議では、昨年十二月二十五日と今年

二月二十日の二回にわたって八尾市総務部と話し合いを持ったが、市側は、「住民感情が許さない」「在日韓国・朝鮮人は市民ではない」などと、全く差別意識を露骨にした対応をし、参加の市民を驚かせるなどの一幕もあり、この国籍条項の持つ意味の何たるかを如実に示す結果となった。しかし、市民の鋭い追及の中、最終的に「市職員採用における国籍条項の撤廃について、担当部局である総務部としては、撤廃すべきであるとの考えに立つており、時期については、三月末を目途に撤廃すべきである。」との確認書を得、一定の前進を見た。

このように、在日韓国・朝鮮人の悲惨な差別の実態に深く関心を示し、その撤廃を叫ぶ声が一日と高まっている今日、さらに内外人平等を高めにかうたいあげた「国際人権規約」の批准が予定され、国内法の整備が急がれる現時点で、今ひとたび、在日韓国・朝鮮人の生存権、とりわけ地方公務員任用の件につき、その根本的解決がなされなければならぬものと考えらる。

よつて、次の諸点につき政府の見解を承りたい。

一 在日韓国・朝鮮人の歴史的特殊性と定住性について

歴史的特殊性

現在の我が国の外国人に対する処遇の施策は、その中身において、実に実態を無視したものであると言わざるを得ない。とりわけ、六十五万人といわれる在日韓国・朝鮮人は、ただ単に外国人一般として片付けられない歴史的な特殊性を持つている。

周知のとおり、我が国は、あの過去の忌まわしい侵略戦争の中で朝鮮半島を植民地にし、そこに住む多くの人々を強制・半強制的に日本に連れてきた。現在の六十五万人の在日韓国・朝鮮人は、その人々と子孫たちである。

つまり、在日韓国・朝鮮人は、自らの意志

に反して日本に居住せざるを得なかつた人々であり、その責任は、明らかに我が国にある。そのような意味において、現在日本に居住する在日韓国・朝鮮人は、他の外国人とは全く異なる歴史性を持つ外国人である。

定住性

一九七四年四月一日現在の法務省統計によると、在日韓国・朝鮮人総数六十三万八千八百六十八人中、日本生まれの二世・三世が四十八万三千八百八十五人で、実に七五・六%を占めている。このことは、他の外国人とは異なり、過去の特殊な歴史的経過等の事情により、我が国に永く居住し、我が国以外に生活基盤を求めることがもはや不可能になつていていることを示している。つまり、明白な定住化傾向にあるということである。

しかしながら、そのような定住化にあるにもかかわらず、生活における諸権利は、著しく制限されている。税金は日本人と平等に払いながらも、権利は制限される。これは、義務と権利の関係からしてみても全く理不尽であると言わざるを得ない。

このことは、在日韓国・朝鮮人は、他の外国人のように商用や旅行・留学等で一時的に滞在することとは根本的に違い、その生活上における諸権利は、納税義務との関係からしてみても、日本人と全く平等に与えられるべきものであることを如実に物語っている。

このように我が国に居住する外国人の大半は在日韓国・朝鮮人であるが、彼らが、日本に居住するに至る歴史的経過及び定住化傾向等を考えると、他の外国人とは違つた特殊な性格を持ち、我が国の責任に深くかかわる問題点を含んでいる。よつて、画一的な一般外国人の処遇とは別途に、その生活上の諸権利を考慮する必要があると考えられるが、政府の見解を示されたい。

二 義務と権利は、裏腹の関係であることを考

るとき、在日韓国・朝鮮人の税の負担率は、日本人の二〇%に比べ二八%と高く、その額も国税及び地方税併せて約千五百億であるとされるが、現実には、還元されない事実がある。具体的には、社会保障制度等をはじめとする行政的施策による生活の諸権利から除外されているわけであるが、このことは、全く不公平な行政施策と考へるが、政府の見解はどうか。

三 在日韓国・朝鮮人の差別の現実について

在日韓国・朝鮮人は、一九四五年我が国の敗戦と同時に当然一切の抑圧と差別から解放されるべき立場にあつた。にもかかわらず、彼らに対する差別は依然として続いている。これは、我が国が、過去に犯した侵略・植民地政策の誤りを深く反省することがなく、とりわけ、在日韓国・朝鮮人に対する非人間的差別と抑圧には、一切責任をとらうとしなかつたことによるものと考えらる。

その結果、現在もなお、在日韓国・朝鮮人に対する不当な差別は続き、低生活を余儀なくされている。さらに、このような低生活の実態は、差別意識を再生産し、悪循環を起こしている。在日本大韓民国居留民団の実態調査によると、在日韓国・朝鮮人五千世帯のうち、日常交際の中で日本人から差別を受けたことがある人が三三%もあり、度々あると答えた人も二五%にのぼることが明らかにされている。とりわけ注目すべきものは、「あなたは、日本の官庁、官吏から差別を受けたことがありますか。」という問いに対し、「ある」と答えた人が四〇%にものぼり、「度々ある」と答えた人が一八%もあつたという驚くべき事実である。

このことは、ひるがえつて我が国の基本的人権に対する尊重の不十分さと、民主主義の根本が問い直されていることを赤裸々に物語っている。

右にみたとおり、我が国の社会全体に流布されて

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

わけ民族的偏見の意識は、國際的平和と協調を基調とする憲法の趣旨に反するものであり、この差別・偏見意識の払拭が急務の課題であると考え、よつて、この解決のため、政府自らが率先して啓蒙活動を推進する必要があると考え、どうか。

する用意があれば、具体的に示されたい。

四 在日韓国・朝鮮人の就職差別と地方公務員の国籍条項について

在日韓国・朝鮮人の生活における種々の差別を最も基本的な支えているのは就職差別である。日本国憲法第二十二條「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」「職業安定法第三條「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。」「労働基準法第三條「均等待遇」「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」「国際人権規約A規約第六條「労働の権利」1、この規約の当事国は、働く権利を認め、かつ、この権利を保障するため適当な措置を執る。この権利は、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によつて生活費を得る機会を求める権利を含む。」「等々に示されるように、在日韓国・朝鮮人に対する就職、就労上の差別は明らかに不当なものである。このことは、一九七四年六月十九日、日立製作所の民族差別に対する横浜地方裁判所の判決にもその不当性と違法性が示されている。判決は、「戦後

も現在に至るまで、在日朝鮮人は、就職に関して日本人と差別されてきたことを認め「我が国の一流と目される大企業の間においても在日朝鮮人が、朝鮮人であるというだけの理由で、採用をこばみつけていることの違法性」を言明している。さらに「在日朝鮮人に対する就職差

別、これに伴う経済的貧困、在日朝鮮人の生活苦を原因とする日本人の蔑視感、在日朝鮮人の多数の者から真面目に生活する希望を奪い去り、時には、人格の破壊まで導いている現状にあつて」とし、就職差別のもたらす非人間性を明らかにしている。このような就職・就職における差別は数字の上にも具体的に表われている。一九七四年四月一日現在の政府統計によると、在留外国人の職業についての調査の中で、在日韓国・朝鮮人の職業は、他の外国人に比較しても著しく不安定なものとなつてゐる。例えば、管理的職業では、米国六・三%、中国二%に對し在日韓国・朝鮮人は〇・四%と低く、反對に単純労働者は、米国〇・〇一%、中国〇・七%に對し在日韓国・朝鮮人は一一%と異常に高いことが明らかにされている。これは、在日韓国・朝鮮人が、他の外国人に比較して定住化傾向が高く、本来ならば、その職業と経済・社会的地位は最も安定してしまふべきはずであるにもかかわらず、このような矛盾した結果となつてゐるのは、まづもなく日本社会の根深い民族差別が原因になつてゐることは、容易に察せられるところである。

しかし、このような厳しい民族差別が今日に至るも未だその解決の展望が見い出せないのは、民間企業に広く深く根を張る民族的偏見のためであることは、周知のとおりであるが、今日、改めて問ひ直されなければならないのは、その差別に対する行政指導である。本来ならば、行政が主体性を持つて民間企業の誤った差別性質を厳しく指導すべきであるが、今の行政自らが、企業でさえ文化化していない国籍条項を堂々と掲げていることは、客観的に、民間企業の差別に口実と自信を与えることになつてゐる。このような事実が枚挙にいとまがないほどである。実にこのゆ着ともいふべき差別的な関係が、在日韓国・朝鮮人の生存権を奪い、時には人格の破壊をもたらす結果となつてゐるのである。つまり、公務員の国籍条項は、行政自らの差別的排除と民間企業の差別に口実を与える、という二重の意味で重大な問題性をはらむものである。

また、自治体においては、公務員の職種のうち、現業・専門分野等に限定して採用している例も少なくないが、このような限定方法は、在日韓国・朝鮮人の職種の右の政府統計にみられるごとく、極めて低賃金、不安定な分野に偏在している現状にあつては、客観的に「日本人は、事務労働を、在日韓国・朝鮮人は、単純肉体労働を」という差別的定式を補強することにつながるものと考えられる。

総括的に述べると、地方自治体の職員募集要綱における国籍条項は、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別が厳しい現実の中にあつては、民間企業の差別的排除に口実を与える結果となる。また、現業・専門等に限定した採用方法は、在日韓国・朝鮮人が低賃金、不安定な職種に限定されている現実の中にあつては、その職種における差別的区分、定式を規定することになる。まづ、行政自らが、主体的に率先して、在日韓国・朝鮮人に対し自治体職員の門戸を全面開放し、もつて民間企業に対する指導を積極的に展開する中で、はじめて問題解決の糸口がつかめるものと考えられる。

1 右にみたところ、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別及び職種における差別は厳しいものがある。このことは、広く我が国における雇用の問題の重要な位置を占めるものと考えられる。現在行われている身障者、同和地区住民、中高年齢者に対する雇用施策と同様、在日韓国・朝鮮人に対する積極的な雇用施策が必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。必要ないとすれば、その理由を示されたい。

2 地方公務員の国籍条項による外国人排除は、他の一般外国人とは異なる歴史的社会的

事情を持つて在日韓国・朝鮮人にとっては、より深刻かつ重大な問題と考える。また、その国籍条項の撤廃もまた、他の一般外国人より著しく積極的意味を持つて考える。そのような観点に立ち、在日韓国・朝鮮人に地方公務員の門戸を特段の配慮を持つて開放すべきであると考え、どうか。政府の見解を示されたい。また、特段の区別をする必要がないとすれば、その理由を示されたい。

五 國際人権規約と地方公務員の国籍条項について

一九六六年十二月十六日国連総会において、世界人権宣言の理念をより具体化し、國際条約としての強制力をもたしめた國際人権規約が採択された。その後、一九七六年一月三日経済的・社会的・文化的権利に関する國際規約(A規約)が発効し、続いて同年三月二十三日市民的・政治的権利に関する國際規約(B規約)と選択議定書が発効した。我が国は、國際人権規約の審議採択にも、國際人権會議の批准促進決議にも参加し、賛成しているが、批准はまだできていない。このような閉鎖的姿勢は世界各國の批難的となり、「人権後進国日本」を國際的にさらけ出すこととなつた。そのような流れの中、昨年五月三十日内閣によつて調印がなされ、後は、国会承認を待つばかりとなつた。

この國際人権規約の基本精神は、外国人を内国民待遇に扱うという「内外人平等の原則」である。今後、この精神をどう具現化するかということが課題となるわけだが、我が国では、その対象は、いまでもなく在日韓国・朝鮮人の処遇である。これまで、社会保障その他で、「国籍」をたてにした排除が数多くみられていたが、内外人平等の精神は、このことを真つ向から否定し、すべての人々に平等な権利を保障することを定めている。そのような考えに立つとき、地方公務員の国籍条項もまた、人権規約の精神に背くものであり、当然その撤廃がなさ

れてしかるべきである。国際人権規約A規約第六条は、「労働の権利」を定め「すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によつて生活費を得る機会を求める権利を含む」としている。このことは、現在の在日韓国・朝鮮人に対するいかなる就職差別も禁止し、地方公務員からの排除も、その精神からして当然厳しく戒められべきものである。

さらに昨年五月三十日国際人権規約調印の際、政府は、公務員のスト権、公休日の補償、高等教育の無償化等については留保宣言をしつつも、内外人平等に関しては留保宣言を行っていない。これは、政府が、在日韓国・朝鮮人に対し内国民待遇の権利を保障せんとする積極的な意志の表れと当然察せられる。そのような観点に立ち、政府の現段階での国内体制の整備の進展状況を具体的に示されたい。

また、具体的にどの点において検討がなされているのか、仮に障害があるとすれば、どの点のどのような理由によるものか、併せて明らかにせられたい。

六 法律・行政実例からみた地方公務員の国籍事項と「公権力の行使」「団体意思形成」の参画について

ちなみに、外国人を地方公務員に任用するについて、法律では国籍に関する制限は設けられていない。地方公務員法第十六条は、いわゆる「欠格事項」が定められているが、そこには国籍要件はない。ところが、旧憲法下における官公吏については、「日本臣民」という資格要件が定められていたこと、さらには、外務公務員法に明確な国籍に関する制限が設けられていることを考えると、当然の論理的帰結として、外国人の地方公務員の任用は、法の精神からみても妥当、可能であると考えられる。

ところが、地方公務員法とは別に、人事院、自治省、内閣法制局の見解・行政実例には、さまざまな解釈が存在する。

一九五二年七月三日の自治省回答（地自公発第三四号）では、「外国の国籍を有する者を一般公務員に任用することについては、地方公務員法その他の国内法と制限規定がないので、原則としてさしつかえないものと解する。」とされ、また、一九五三年三月二十五日の内閣法制局第一部長回答では、「一般職には、日本国籍を有しない者であつても、官職につく能力を有する者と解すべきである。」として、外国人の地方公務員任用について肯定的解釈を行つてゐる。

しかしながら、一九五三年六月二十九日の人事院事務総長の見解では、「公務員に關係する当然の法理として公権力の行使又は國家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするとの解釈がなされてゐる。」として、外国人の公務員任用に一定の限界を示している。

ところが、この「公権力」と「意思形成」の範囲は明確に示されていない。ちなみに、この限界について言及した例としては、一九五三年三月二十五日の内閣法制局第一部長の回答がある。

回答は、「しかしながら、國家主權の維持、及び他國の對人主權の尊重の見地から、公務員に關する當然の法理として、公権力の行使、又は國家意思の決定への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする者と解される。」として、公権力及び國家意思の形成の一定の概念規定を國家主權の問題としてゐる。

つまり、ここで問題とされる「公権力」「意思形成」とは、「國家主權の維持」と「他國の對人主權」の尊重が脅かされる可能性のある職種に限定されるべきものであることが明らかにされてゐる。

このことは、「公権力」には広義と狹義の意があり、公務員の任用に關して問題になるのは、「國家主權」にかかわるか否かという点である。このことを裏打ちするかのように、人事院任用局監修、日本人事行政研究所発行の「任免關係

質疑応答集二十八頁では、またたいて公権力の行使に當る公務員であつても、例えば都道府県又は市町村の農地委員のごときは、一般の公務員と異なり、社會的利益の代表者としての性格が強く（農地調整法第十五条ノ二第三項參照）、その選挙権及び被選挙権も、國民たる地位において与えられるというよりは、むしろ農地を所有し、または耕作の業務を営むことに附随して与えられるものと見るべきであるから（同法第十五条ノ三參照）、既に農地を所有し、または耕作の業務を営むことの認められた外國人に対して農地委員たる資格を認めることは、これによつて直ちにわが國の主權が侵されるおそれがあるとは認められないのみならず、利害關係人たる外國人の正當な利益を擁護し、ひいては、その者の本國の主權を尊重するという点からいって、却つて憲法の趣旨に適合するゆゑんであるといふことができよう。」とし、公権力のすべてが問題になるのではないことを明示している。

さらに、これらのことを總括的にまとめたものが、前掲書二十九頁「要するに、外國人が公務員たりえないという一般原則は、その職務の性質上外國人をこれに任用しても自國の主權の維持と他國の主權の尊重とを基調とする憲法の趣旨に反することにならない場合に限り、その例外が認められるものと解すべきであらう。」（以上二文は、一九五三年三月二十五日、法制局一発第二九号、内閣總理大臣官房總務課長栗山廉平あて、法制局第一部長高辻正巳回答による。）の部分である。

以上の解釈を總合判断するとき、地方公務員的一般事務職員及び技術職員に在日韓国・朝鮮人を任用することが、「これによつて直ちにわが國の主權が侵される」とはとうてい考えられない。さらに、在日韓国・朝鮮人の定住性は、彼らをして我が國の民情に通曉せしめてゐる事情をみると、在日外國人、とりわけ在日韓国・朝鮮人は、地方公務員的一般事務職・技術

職に当然採用されてしかるべきである。

ところが、実際には大多數の自治体では、一般事務職員及び技術職の受験資格に「国籍事項」を設け、在日韓国・朝鮮人を排除している。このことの根拠になつてゐるのは、一九七三年五月二十八日の自治省回答（自治公発第二十八号公務員第一課長回答）である。これには、「公権力の行使又は地方公共団体の意思形成に参画することが、將來予想される職員（一般事務職員・一般技術職員）の採用試験において、日本の国籍を有しない者にも一般的に受験資格を認めることは、適當でない。」とあり、一般事務職員、技術職員の管理職が「公権力」及び「意思形成」にかかわるとしてゐる。しかしながら、なぜ一般事務職員及び一般技術職員の管理職が「公権力」及び「意思形成」にかかわるのか、その基準は明らかにされていない。先にみた「國家主權の維持」という一定の基準にかんがみた場合、これはどうみても納得できるものではない。のみならず、一九五三年三月十八日の人事院事務総長の見解は「公権力の行使又は、國家意思の形成への参画にたずさわる公務員であるかどうかは、当該公務員の任用にかかる官職の職務内容を検討して具体的に決定すべきものと解する。」として、「公権力及び「意思形成」の範囲を、画一的あるいは抽象的でなく、具体的に職務内容を検討して決定すべきと解釈している。

さらに、一九四九年五月二十六日の自治省回答（自發第五四六号愛知県知事あて自治課長）では、「（現行法規上外國人は、県職員となることについて別段の制限はないと考えられるかどうか）という問いに對し「制限はない。一般職に外國人を県職員に採用することの可否については、任命権者において判断すべきものと考へられる。」と回答している。これは、具体的判断を各自自治体に委ねるという、いわば、地方自治精神の尊重にかんがみたものと察せられる。つまり、「公権力」及び「意思形成」の範囲は、

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長報告

「国家主権の維持」の問題であり、その中身は、「職務内容を検討して具体的に決定」し、その採用の可否については、「任命権者において判断すべき」ものである。

以上の考えに立つとき、先にみた、一九七三年五月二十八日の自治省回答(自治公発第二十八号公務員第一課長回答)は、全く非合理的かつ独断的であり、重大な問題をはらんでいる。

このことは、昨年三月二十四日の内閣委員会での私の質問に対する今村(久)政府委員の答弁の中でも明らかにされている。当時、私の「どこまでが公権力でどこまでが国家意思というように理解されておるか」という質問に対し、今村(久)政府委員は、「結局一般的な画一的な基準というものがなかなかむずかしい……いろいろの情勢が非常に変わつておるようである……」と答へた。国際人権規約の問題等に絡みましても、ただいま私も勉強中でございますけれどもこの情勢に即応するような形で十分検討してまいりたいというふうに考えております。」と答弁されている。要するに、画一的基準がむずかしい、情勢に即応するよう検討する、ということである。

以上の基本的な考えに立つとき、先の自治省回答は、現段階に至つて重大な問題性をはらみ、その改廃を含めた再検討が、早急な課題であることは言うまでもないことである。そこで次の事項を明らかにされた。

1 在日外国人の地方公務員任用に関する行政実例に示される「公権力」とは、「公権力」全体を一般的に示すものでないと考え、政府の見解を示されたい。仮に全体を一般的に示すものとすれば、一九五三年三月二十五日法制局回答に矛盾すると考えるが、どうか。

2 在日外国人、とりわけ定住性の下、日本の民情に通暁した日韓・朝鮮人が、地方公務員の一般事務職員、一般技術職員の管理職に登用された場合、具体的にどのような不利

益・不都合が生じるか。仮に生じないとすれば、いかなる理由によつて管理職に登用できないのか。政府の見解を明らかにせられたい。

3 外国人の地方公務員の任用における問題点は、「国家主権の維持」に具体的に損害を与える可能性がなければよいと解せば合理的であると考え、どうか。政府の見解を示されたい。

4 地方公務員への外国人の任用については、多くの行政実例が存在しつつも、地方自治の精神から、各々の自治体の実情にかんがみて、最終的判斷は、各自自治体の任命権者に存すると考えるが、どうか。

7 内外人平等、国籍条項撤廃は時代の趨勢であることについて

第二次世界大戦以降の世界の人権政策は、相互主義から内外人平等へと大きく移り変わり、その即応が、我が国でも大きな課題として提起されている。

とりわけ、国内における外国人の処遇については、我が国は、自らの犯した責任として在日韓・朝鮮人の差別の問題が具体的課題として挙げられている。

国外では、スウェーデンで、在留外国人に地方公務員の任用はもとより地方議会の選挙権及び被選挙権まで認めている。また、国内においても、国鉄、専売公社、電々公社等三公社や司法修習生及び国立大学教員等についても外国人に門戸が開放されている。また、大阪府では、公立の小・中・高・大学の教員も外国人が任用されている。地方公務員に至つては、全国で約八十五の自治体が、現業・専門等の分野で国籍条項が撤廃されている。さらには、兵庫県下九市一町(尼崎市、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、高砂市、西脇市、芦屋市、猪名川町)で、また大阪府下では岸和田市が、一般事務職員・一般技術職員を含むすべての職種の受験資格から国籍条項を撤廃し、すでに採用

している例も少なくない。これらの市の多くは、地方公務員の国籍条項が民間企業の差別を助長するとして人権尊重の見地から撤廃に踏み切つてゐる。また、採用後すでに六年目を迎えた自治体も「具体的に支障はない。むしろ、撤廃してよかつた。」とその感想を率直に述べている。

今後、このような自治体は、まさに時代の趨勢としてますます増えるものと思われる。

以上みてきたとおり、在日韓・朝鮮人の地方公務員任用については、積極的・合理的理由なくして排除することは重大な人権侵害であるのみならず、すべての差別を撤廃しようとする時代の趨勢の中で、在日韓・朝鮮人を公務員に任用することによつて、日本人の彼らに対する理解を深め、もつて人権意識の高揚と国際性を豊かにせんとする流れに明らかに逆行するものであり、広く日本の民主主義の根幹にかかわる問題である。よつて次の事項を明らかにされたい。

1 一九五七年十月十四日の人事院事務総長の見解では、「技術的業務を職務内容とする官職については、日本の国籍を有しない者でも就くことができるものと解する。」として、現業・専門分野への外国人の任用を可能と解釈している。事実、そのような観点に立ち、全国で約八十五の自治体で、一般事務職員・一般技術職員を除くほとんどの職種で国籍条項が撤廃されているが、また撤廃していない自治体も多い。地方自治の統一性からみて、このことは決して好ましくないものと考え、すべての自治体において現業・専門分野における国籍条項を撤廃するよう、政府が指導すべきと考え、どうか。政府の考えを明らかにせられたい。

2 先に法律・行政実例の観点から、地方公務員の一般事務職員・一般技術職員の国籍条項には、合理的理由は存在しないと考える。さらに、現実に、十市一町で、一般事務職員・一般技術職員を含むすべての国籍条項が撤廃されている現実をみた場合、今日、一九七三年五月二十八日の自治省回答(自治公発第二十八号公務員第一課長回答)は、現状にそぐわないものと考え、よつて、その改廃を含めた再検討の必要があると考えるが、どうか。政府の見解を明らかにせられたい。

3 すでに多くの自治体で、現業・専門分野で国籍条項が撤廃されているが、このことは、今までにみた行政実例に何ら抵触するものではない。しかし、現業・専門においても管理職の登用はあり得るかどうか。このことが、一般事務職員・一般技術職員の管理職としての意味においてどのような差異があるのか。具体的に示されたい。

4 一九七三年五月二十八日の自治省回答にみられるところの「公権力の行使又は、地方公共団体の意思の形成に参画することが将来予想される職員」とは、具体的にどの職階・職位を指すのか明らかにせられたい。

また、明らかにされた職階・職位が、いかなる基準及び根拠をもつて「公権力」「意思形成」にかかわるのか、併せて明らかにせられたい。

右質問する。

昭和五十四年四月十三日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
衆議院議員上田卓三君提出在日韓・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員上田卓三君提出在日韓・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国の生活に關連する諸施策については、在日韓国・朝鮮人を含めた在日外国人に對して、全体として必要な配慮が払われていると考へてゐる。

政府としては、生活に關連する諸制度の在日韓国・朝鮮人を含めた在日外国人への適用拡大については、今後とも各制度の性格、実施に伴う技術的問題点等を十分検討しつつ、努力してまいりたい。

なお、我が国の税制上国籍を理由として税負担が過重になることはない。

三について

世界人権宣言並びに我が国憲法の精神に基づき、自由人権思想の啓発を通じてすべての人に對して人権尊重の意識の高揚に努めてきたが、今後ともこの努力を続けてまいりたい。

四について

政府としては、従来から、在日韓国・朝鮮人であるかどうかを問はず、その就職等に於いて国籍等を理由とする差別的取扱が行われることのないよう事業主に対する指導に努めてきたところであるが、円滑な就職の促進と雇用の継続を図るためには、事業主の理解が特に重要であるので、その理解を深めるよう今後とも更に指導に努めることにより、対処してまいりたい。

四2、六及び七について

(一) 政府は、従来から、公務員に關する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないものと解している。このことは、国家公務員のみならず、地方公務員の場合も同様である。

なお、このような公務員に關する法理は、その性質上、外国人の国籍等のいかんによつて區別されるべきものではないと考へる。

(二) 御指摘の昭和四十八年五月二十八日付け自

治公一発第二十八号の自治省回答は、政府の従来の見解にのつとつたものであつて、これと何ら矛盾するものではない。

(三) 公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる地方公務員であるかどうかについては、一律にその範囲を画定することは困難である。いわゆる管理職であるかどうかを問はず、地方公務員の任用にかかる職務の内容を檢討して、当該地方公共団体において具体的に判断されるべきものと考へる。

(四) 公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわらない地方公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないことは、(一)で述べたとおりであるが、この場合においては、日本国籍を有しない者を任用するかどうかは、当該地方公共団体において判断されるべきものと考へる。

ところで、御指摘の前記自治省回答の二の回答は、将来、昇任、転任等により公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職につくことが予想される職員についての質問に對するものであるが、これは、これらの職員の将来における昇任、転任等の人事管理の運用に支障をきたさないようあらかじめ適切な配慮がなされるべきことを考慮して行われたものである。

なお、「公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわる職につくことが将来予想される職員」であるかどうかは、具体的には、当該地方公共団体において判断されるべきものである。

五について

経済的、社会的及び文化的権利に關する国際規約(A規約)及び市民的及び政治的権利に關する国際規約(B規約)は、締約国がA規約又はB規約において認められる権利について「内外人平等の原則」に基づいてその完全な実現を図るべきことを内容としているが、外国人が選択し

得る職業の範囲に關する一定の制限であつて合理的かつ妥当なものであるとして認められているものを撤廃することまでも求めているものではない。このことは、A規約において認められる権利の享受に關して合理的な制限を許容する旨規定していること(同規約第四條、また、公務員について国籍に基づく制限を予想していること(B規約第二十五條)に照らしても明らかである。

したがつて、A規約及びB規約の締結により外国人を地方公務員に任用する義務が生ずるものではない。

右を答弁する。

雇用問題に關する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年三月二十二日

提出者 上田 卓三

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

雇用問題に關する質問主意書

現行の雇用政策には極めて重要な問題点があり、その対策は緊急を要すると考へる。従つて、次の事項について質問する。

一 「完全雇用」の概念について

雇用対策全体が、これまで経済成長政策に従属させられ、雇用・失業対策というよりは、むしろ、労働力流動化あるいは積極的活用の側面においてのみ展開されてきたことは多くの人々によつて指摘されている。

そのことと關連して、「完全雇用」の概念がその時々々の経済情勢に左右され、あいまいにされてきた傾向があると考へる。

第二次雇用対策基本計画(昭和四十八年)では、「高い経済成長を背景に、量的な面で雇用状態は著しい改善をみたし、しかし、能力開発、適職、働きがいなど質的な面で改善が遅れている」と指摘し、質量両面を併せもつものこそ「真の完全雇用」だとしている。

ところが昭和五十一年の第三次基本計画では、「成長率低下のもとでインフレなき完全雇用を達成・維持すること」を課題とし、その前提として「昭和四十年代の高度成長の下で、『雇用の質的改善』が進んだ」と述べているのである。

ここに見られるように、「完全雇用」を量的な側面でのみとらえる、言い換へると、統計上の数字の上で失業率を減し、有効求人倍率が一若しくはそれ以上であれば良いという発想は、現実の就業構造における複雑さ、職種、年齢、地域的な偏位性などを無視する、極めて乱暴な発想と言わねばならない。

今日、雇用対策の強化・拡充を図るに当たつて、その政策目標とされている「完全雇用」とは、一体どのような状態を想定し、目指しているのか、労働大臣の見解を明らかにされたい。

二 現行雇用政策の問題点について

「完全雇用」とは、質・量ともに併せもつたものとして政策の目標に置かれるべきものである。

このためにも、現行雇用政策の不十分性を洗い出し、改善を図り、よりきめ細かな施策を要求する立場から、次の質問を行う。

1 雇用保険法に基づく雇用安定事業及び雇用改善事業の予算の大幅削減について

現行雇用保険法の労働省原案が中央職業安定審議会に諮問されたのは、昭和四十八年十二月で、当時は、「買い占め、売り惜しみ」や、続くオイル・ショックによる激しいインフレが起きつつあつた。政策立案当局が、それ以後起こつてきた失業の深刻化を十分に予測し、失業保険法の廃止、現行法への法改正を提案したか、どうか私は疑わしいと思ふ。むしろ、高度成長下の「労働力不足」を前提にして、先に述べた雇用対策法の延長線上に構想されたものではないかと思つてゐる。

そのことは、昭和四十九年以後、急速に進んだ「雇用調整」に對し、「一時帰休」に對す

る「雇用調整給付金」制度が急ぎよ設けられ、法施行に先立つ、昭和五十一年一月から実施しなければならなかつたことにも明らかである。

そこでおたずねしたいのは、第一に、現行施策のそれぞれがあまりにも緊急対策的であつたため、特別立法を含めて各種の制度が乱立し、いかなる助成・給付があり、どのように利用できるのか、一般には分かりにくくなつてゐることである。そこで、これら制度の有効性を基準に、それぞれの統廃合を含め、利用しやすいように簡素化すべきだと考えるが、見解を明らかにされたい。

第二に、これらの助成金や給付金の適用条件をできるだけ緩和し、交付・申請手続きを簡素化すべきである。

ちなみに、雇用安定資金制度の利用率が極めて低く、五十二年度予算のうち、支給決定額はわずか八・七％であつたことから、昨年の臨時国会で、一部適用条件の緩和のため、法改正がなされている。他の制度についても、早急に見直し、改善すべきだと考えるが、どのような検討をされているのか、明らかにされたい。

第三に、今述べたこととも関連して、各種の助成金・給付金は、一種のパラマキになつており、給付水準も低いいため、利用率が低く、予算が余つてゐる。

例えば、昭和五十三年度における「定年延長奨励金」は年額、中小企業十八万円、大企業十三万五千円、「高年齢者雇用奨励金」は月額一万三千円で一年間給付であり、その水準が低く、魅力に乏しい。五十二年度の予算の消化状況を見ても、「定年延長」の方は予算四十七億四千万円に対し、決算二億六千万円、「高年齢者雇用」の方でも予算八億六千万円に対し、決算四億四千万円でしかない。

ここでもやはり、制度改善による有効利用

を図るべきである。特に、中高年労働者の雇用問題が深刻化している折から、これらの労働者の雇用安定・失業防止を支援する政府の施策を重点的に拡充・整備すべきだと考えるが、労働大臣の見解を明らかにされたい。

2 現行職安行政の問題点について

こうした雇用促進にかかわる各種援護措置が全く機能していないムダ金に終わつてゐる、このことの主要な原因の一つに、職業安定所の機能の問題がある。

今、極めて注目すべき二つの具体例を示す。一つは、五十二年十二月に倒産した波止浜造船の離職者調査の結果である。七十六人の離職者のうち、職安を通じて再就職した者はわずか十六人、二一％に過ぎないことが判明している。もう一つは、昨年度大阪府による東大阪市の仲連関連業離職者の追跡調査によれば、五十二年度分で、職安を通じて再就職した者は百七十八人中十三人、何と七・三％という数字が出てゐる。これに限らず、求人・求職活動の職安経由率は、全国的に一〇～一五％と言われている。

そこで伺いたいのが、我が国の雇用対策は、機能的に職安を窓口として行われてゐること、しかも、これら構造不況業種の離職者対策はその重点として取り組まれているにもかかわらず、今示したように全く利用されていない。むしろ「知人や新聞の方が頼りになる」というような職安機能の低下の実態を、労働大臣はどのようにとらえられるのか、正直な感想と原因に関して見解を明らかにされたい。

もう一つ、労働省調査による中高年齢者の就職状況を見ると、五十二年十月段階で、全国平均で中高年齢者の就職率はたつた五・三％でしかない、というものである。勿論、この数字の背景には、政府が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(以下「中高法」と

いう)第十一条の二、第十一条の三で定められた「雇用手続の達成に関する計画の作成」「雇入れ等の要請」「若年者の雇用規制」といった諸対策を自らサボタージュしているという事実があるが、もう一つ、求職側のみならず、求人企業自体も、職安に統括されていない、職安の指導を無視しているという実態がある。要するに、政府がいくらかの雇用援護措置を乱発したところで、その実施窓口である職安は実際の労働市場から全く排除されてゐる。

そこで、職安機能強化策として、当面以下ものを要求する。第一に、新規中学、高校卒業者の求人に当たつて、提出を義務付けられている雇用計画作成を、大学や短大求人企業にも課すこと。このことを通じ、需給状況の一元的把握が強められると考えるが、見解を明らかにされたい。

第二に、現在、求人・募集に当たつて通勤圏外のみ義務付けられている職安への事前通報制を、通勤圏内募集に当たつても義務付けること。このことによつて、新聞、雑誌等で全く野放図に求人活動を行い、中高法等の雇用率を無視している多くの企業の求人活動が、職安に集中されると考えるが、見解を明らかにされたい。

第三に、職安行政の機能強化を目的に設置されている地方職業安定審議会の充実である。今日、月一回以上開催の規定すら守られておらず、たとえ開かれても、中身は全く形骸化状況である。職安機能強化のためにも、すぐさま職安審議会の強化の大臣通達を出し、真に現場の雇用促進にこたえられる審議会に改めていくべきだと考えるが、見解を明らかにされたい。

最後に、職安の社会的責任が一層増す中で、実は職安自身の合理化が進行し、大阪においては、ここ十年間で数百人の職員が減少

れたと言われている。もし事実とすれば、全く許せない事態である。各職安ごとの職員実働数の現在までの推移を知りたい。同時に、キメ細かい相談活動を行う上からも、職安職員の増員を要求したいが、これに対する労働大臣の見解を明らかにされたい。

3 中高年労働者の雇用の確保と拡大について

―東大阪市雇用開発センター(仮称)に国庫の助成について―

東大阪市では、経済情勢の悪化によつて地場産業の伸縮業を初め、市内の雇用問題が大きな課題となつてきている。そして、昨年度市にある部落解放同盟支部の仕事保障要求闘争の中でつくられた「労働事業団」の市による直営化要求をきっかけに、市全体の雇用対策、とりわけ中高年齢者、同和地区出身者、心身障害者、寡婦など最近の雇用危機に最も強く影響を受け、就職が困難になつてゐる人々に対して「雇用の開発・能力の開発」を行い、生活の安定と「生きがい」を確保することを目的に、公益財団法人「東大阪市雇用開発センター」を五十四年度開設すべく準備が進められてきている。

ところが、同センターの設立に当たつて現行法制度上の隘路になつてゐる現状があり、こうした自治体の独自の努力に対する政府の強い援助を要請するとともに、この点について政府の見解をただしたい。

その第一は、労働行政の財源を含む権限の市町村への大幅な委譲を行うべきである。現行労働行政は、そのすべての権限が国、府、県の分野に属している。ところが、雇用問題を初め地域の勤労市民の要求は、直接市町村に向けられ、地域の実情に即した施策が求められてゐるのである。この点について見解を明らかにされたい。

その第二は、同センター設立の上で問題となるのが、職業安定法にある「労働者供給事

業の禁止」条項である。

言うまでもなく、この条項は昭和二十二年頃施行していた「中間搾取」「強制労働」を取り締まるためにつくられたものであり、同センターの目的、趣旨、性格などを考えれば、この条項に抵触する筈はないのである。従つて、労働大臣の認可に当たつては、この条項の弾力的運用を求めたいのであるが、見解を明らかにされたい。

第三は、同センターの設立に当たつては、国、府の一部には職業安定事業や職安機能と重複することを理由に、設立に消極的な評価がなされてきたむきがある。

同センターは、先にも述べたとおり、地域の雇用情勢と住民要求、とりわけ中高年齢者等の切実な雇用対策への要求に基づくものであり、むしろ国、府の施策、いうところの職安機能の不十分さが、自治体をして独自の取り組みを開始せしめているのである。政府は従来の施策の弱さを率直に認め、東大市の独自の努力に対して積極的に援助を行うべきであると考えるが、見解を明らかにされたい。

第四に、今後の検討事項としては是非確認していただきたい課題として、同センター設立後、センターの会員となつた人々の労災保険の包括的な加入を認めてもらいたいということである。中高年齢者、とりわけ高齢者、心身障害者の人達は、社会参加、生きがい保障の観点から、働く機会を保障することが重要な課題となつており、その際、常用雇用の形態には必ずしもならない。その場合でも、その人々の労働には危険もつきまとうため、労災保険への加入が必要となつてくる。現行法では認められていないこの人々の保険加入を是非認めていただきたいが、それについての見解を明らかにされたい。

三日経連・関経協等に見られる労働組合敵視、不況を口実とした組合つぶしの実態について

経済不況下で、企業の減量経営のために多くの労働者が雇用や労働条件の危機を迎えている。しかし、労働者の生活と労働の危機は、やむを得ない経済状況というよりむしろ、資本家の意図的な組合敵視策の結果である場合が多い。

私は現在、全国金属大阪地本さん下のいくつかの組合から協議支援の要請を受けている。その中の一つである全金田中機械支部の闘いにかかわつて、組合側から多くの資料提供を受けたが、それらをつぶさに研究してみると、経営上部団体である日経連・関経協の組合敵視策が、田中機械の自己破産に至る一連の経過の中に具体化されていることに気づいたのである。

私が入手したある資料によると、日経連は六〇年代後半より中小企業における賃上げ要求に注目し、特に関西での全国金属の行動を重視してきた。例えば、昭和四十六年には、春闘の総括のために大阪で常任理事会を開催し、全金の高額賃上げをとり上げ、全国金属に関係する企業や高価回答を出した企業を、「全国金属の猛烈な攻勢に耐えかねて」経営の責任を全うするものかどうか疑わしいと批判している。また、「このような会社に融資している金融筋の協力をのぞんでやまない」と金融上の締めつけをも要請している。

また関経協は、昭和四十九年から五十年にかけて、「全国金属労働対策について」という方針を策定し、業種別対策、拠点企業、組合役員の出ている企業などへの対策、組合対策、責任者の配置などを示した。この際にも、金融筋の協力要請を示唆している。こうした対策の影響がいかにか大きかつたかは、昭和五十年二月二十五・二十六日に開かれた春闘対策のための「中小企業問題研究会」への出席者が三百五十名にも及んだことから明らかである。さらに、昭和五十一年には同様の集会を開催し、関経協顧問弁護士や、当時の地労委使用者側委員を講師として出席させ、首切りのやり方や、組合との交渉の仕方などの細かい指示を行つていく。こうした一連の行為が、その後あちこちの企業で組合への支配介入、敵対行為を呼び起こし、多数の争議を引き起こしたのである。特に、賃金、労働協約等で、組合の要求の先行している業種への集中的な攻撃が行われたことは、当時の地労委への提訴事件を分析するならば、明らかである。

今述べたように、七〇年前後、日経連・関経協が進めてきた組合への敵視策は、不況下で一層露骨で激しいものになった。

田中機械の自己破産申請に至る経過を見るならば、主力銀行である三菱銀行や経営に大きな影響を与えていた新日鉄が、それまでの実績にもかかわらず、意図的に離反工作、発注の停止を行い、他の金融筋やユーザに大きな心理的影響を与えた。昨年の春以降は、こうした田中機械の苦境にさらにムチ打つように、大阪日日新聞や新大阪新聞などが、いかにも倒産したかのような見出しの下に、大キャンペーンを展開し、危機感を広げ、企業信用を急落させたのである。

私は、田中機械で働く労働者が、自らの賃金の遅配、欠配を辞さず、企業再建のために苦闘していた現実を知っているが故に、こうした関西財界の、一体となつた企業丸ごと組合つぶしに対して大きな怒りを覚えている。

特に、現在の不況の下では、本来、企業の存続と雇用の確保のために、すべての関係者が全力を挙げるべき時に、組合つぶしのために企業を破壊してしまふ、これらの関係団体の社会的責任が追及されるべきだと考える。

私は、一昨年の予算国会の中で、当時の石田首相の、労働組合に対する姿勢をただす質問を行つたが、最近の佐世保重工業の再建に見られた、政財界一体となつた政治的救済に対して、一方では、このような極めて政治的で意図的、

正に差別的とも言ふべき企業丸ごとの組合つぶしが行われていることに対して、労働大臣の見解を明らかにされたい。

昭和五十四年四月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員上田卓三君提出雇用問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上田卓三君提出雇用問題に関する質問に対する答弁書

一について

何が完全雇用の状態であるかを一義的に示すことは困難であり、雇用指標等を多角的に分析し、質的な問題をも含めて総合的に判断すべきものであるが、当面的な政策目標としては、労働力需給が総量としておおむね均衡し、需要不足に基づく失業がほぼ解消されている状態であると考へている。

二について

1 各種給付金制度の統廃合については、各給付金制度の趣旨、目的を損なわないよう配慮を加えつつ、関係審議会等の意見を聴きながら、統合可能なものについてはできるだけ統合する方向で検討してまいりたい。

雇用安定事業としての給付金制度については、昨年十月に所要の給付の改善、要件の緩和等を図つたところである。更に昭和五十四年度においても、中高年齢者雇用開発給付金、定年延長奨励金等の大幅拡充を図つたところ

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長報告

である。これら給付金制度についてはその周知、徹底について一層の配慮を加え、その有効活用を促すこととしたい。

2 (一) 公共職業安定所の機能については、最近の景気の停滞の影響から、中高年齢者を中心として求職者の滞留傾向が見られ、公共職業安定所における職業紹介は、必ずしも容易でない状況にある。

しかし、景気の回復に伴い、最近ようやく求人も増加傾向にあり、公共職業安定所においては、求職者個々人に見合った求人確保するための特別の求人開拓活動、きめ細かな職業相談・職業紹介等に努めているところである。

更に、経済環境の変化等に対応し得る公共職業安定所の業務運営体制のあり方について、現在試行を進めているところであり、その成果を踏まえつつ公共職業安定所の機能の充実に努めてまいりたい。

(二) 公共職業安定所においては、新規学校卒業生等についての求人申込みの際に、事業主から従業員採用計画書の提出を求め、中学、高校、短大、大学等学校別の新規卒業生、中高年齢者、身体障害者等の採用予定人数等をは握し、採用計画の内容等について指導するとともに、公共職業安定所における所要求人の確保を図るための資料として活用しているところである。

朗読を省略した議長報告

(三) 職業安定法では、新聞紙、雑誌等の文書による労働者の募集については、原則として自由に行うことができることとされているが、通常通勤することができない地域以外の地域からこれを行う場合には、応募しうとする労働者が雇用主から直接文書に記載されている内容(職種、賃金等の労働条件等)について確認することが困難であること等にかんがみ、労働者の保護、適正な職業選択等の確保を図るため、募集内容をあらかじめ公共職業安定所長に通報させているところである。

したがって、応募しようとする労働者が雇用主から直接募集内容を確認することが容易な通勤地域からの文書募集については、その必要はないと考える。

(四) 地方職業安定審議会については、現在その開催状況が低調であるので、各都道府県に対し、その適切な活用を図るよう指導しており、現下の厳しい雇用失業情勢を背景として、その開催回数は増加の傾向にある。政府としては、今後更に地方職業安定審議会の活用を図られるよう努めてまいりたい。

(五) 職業安定行政職員の増員については、政府全体として行政簡素化を進める方針の中で、従来から鋭意努力してきたところであ

り、昭和五十四年度においても、現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため主に特定不況業種離職者対策、特定不況地域離職者対策等に関連して所要の増員を行ったところである。

今後とも、行政需要の増大に対処するため、必要な増員に努めるとともに、行政事務の簡素・効率化、人員の適正配置等を図り、業務処理体制の確立に努力してまいりたい。

なお、大阪府における公共職業安定所別定員の推移は別紙のとおりである。

3 (一) 職業安定行政においては、労働力の総合的な需要供給の調整を図ることを本旨としていることから、市町村の行政区域とは関係なく、公共職業安定所を設置し、全国的、統一的に職業紹介等の業務を行っているとされており、市町村にこのような業務を行わせるとすることについては、慎重に検討を要する問題があると考ええる。

しかしながら、最近の厳しい雇用失業情勢の下にあつては、市町村との連携の下に雇用対策を進めていくことが効果的であるので、離職者の多数生じている地域等において公共職業安定所、市町村等からなる地域雇用対策連絡会議を設ける等により市町村との連携体制の強化を図っているところ

であり、今後とも同会議の活用を図る等により、地域の実情に応じた雇用対策を進めてまいりたい。

(二) 御質問の「東大阪市雇用開発センター(仮称)」については、その具体的内容がつまびらかでないので、今後実態を踏まえた上で労災保険の適用問題等については慎重に検討することとしたい。

なお、労働者供給事業は、職業安定法上、労働組合法による労働組合が労働大臣の許可を受けて無料で行う場合のほかは禁止されている。

三について

使用者が労働組合の結成・運営に対し支配介入する等の不当労働行為を行つてはならないことは当然のことであり、政府としても、従来から労使関係法規の周知徹底等を通じて不当労働行為の防止に努めてきているところである。

御指摘の田中機械株式会社に係る件については、関係の労働組合から大阪府地方労働委員会に対し、関西経営者協会、株式会社三菱銀行及び新日本製鉄株式会社を被申立人として不当労働行為救済の申立てがなされ、現在同委員会において審査中であると聞いているので、政府としてとかくの見解を述べることは差し控えた。右答弁する。

大阪府における公共職業安定所別定員の推移(10年間)

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	年度	安定所名		
117	117	115	116	117	121	124	126	130	135	大	阪	東	
89	90	91	92	93	97	99	99	104	106	天		満	
74	74	74	75	76	78	83	85	88	84	大	阪	西	
40	42	45	46	46	46	45	45	45	90	大	阪	港	
91	89	90	90	90	91	91	91	90	95	阿	倍	芳	
44	44	44	44	44	41	45	45	45	—	あ	い	り	
45	45	46	46	47	48	51	55	59	54	西		野	
63	63	64	64	65	66	66	67	68	77	淀		川	
55	55	55	55	55	56	55	55	56	57	布		施	
59	59	59	59	59	60	60	60	61	62		堺		
29	29	30	30	30	31	31	31	30	30	岸	和	田	
33	33	33	33	33	33	32	32	31	31	池		田	
24	24	24	24	24	24	24	24	25	25	泉	大	津	
19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	河	内	原	
35	35	34	33	33	32	30	29	27	27	枚		方	
22	22	22	22	22	23	24	24	25	25	泉	佐	野	
35	35	35	34	34	34	31	31	29	29	茨		木	
14	14	14	14	14	14	14	14	14	15	河	内	長	
24	24	24	24	24	24	23	23	22	22	守		野	
912	913	918	920	925	938	947	955	967	982	計			

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員瀬野栄次郎君提出食品衛生監視行政に関する質問に対する答弁書

食品衛生監視行政に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年四月十一日

提出者 瀬野栄次郎

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

食品衛生監視行政に関する質問主意書

昭和五十二年四月二十日、第八十四回国会衆議院農林水産委員会において、農薬行政の基本問題について政府当局の見解をたしたが、残留農薬の監視行政等についていささか納得できない点があるため、改めて次の事項について質問する。

一 食品衛生監視体制の問題について

1 食品衛生監視員の都道府県別配置状況（専任、兼任別）を明らかにされたい。

2 食品衛生監視員の職務内容を明らかにされたい。

3 一施設に対し年間最高何回、最低何回監視するの。

4 監視対象になる食品関係営業の施設数を都道府県別に明らかにされたい。

二 農作物の残留農薬の監視状況について

1 農作物の残留農薬の検査の実態（試料の収

去場所及び検査場所）並びに検査回数（年平均）を明らかにされたい。

2 試料抜き取りから残留農薬の検査、報告書作成提出までの所要日数を明らかにされたい。

3 農作物残留農薬の検査報告は年間何回行われているか。

4 検査の結果合格、不合格の実態及び不合格の場合の処置について明らかにされたい。

5 残留農薬の検査対象となる主な農作物名を明らかにされたい。

三 食品衛生法第七条に基づく農薬の残留基準について

1 残留基準についての具体的な説明を求めらる。

2 残留基準と複数の毒性の相乗作用及び慢性中毒との関係を明らかにされたい。

四 農薬取締法制定以後の農薬事故について、年次別死亡者数（散布中、誤用、自他殺）及び年次別中毒者数を明らかにされたい。

五 過去三十年間における奇形児の出生及び後期死産率（ガン、精薄児を含む）を明らかにされたい。

六 ベーチェット病について

1 厚生省ベーチェット病調査研究班の調査結果（五十二年）を明らかにされたい。

2 ベーチェット病患者数、患者の分布状況、失明者の比率を明示されたい。

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

右質問する。

昭和五十四年四月二十日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員瀬野栄次郎君提出食品衛生監視行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員瀬野栄次郎君提出食品衛生監視行政に関する質問に対する答弁書

一について

1 都道府県及び保健所を設置する市(特別区を含む。)が置いている食品衛生監視員の都道府県別の数は、昭和五十二年末現在において別表第一の第二欄のとおりである。

2 食品衛生監視員の職務は、食品衛生法第十九条第一項に定められており、同法第十七条第一項に規定する営業施設等の臨検検査及び食品等の収去の職権の行使並びに食品衛生に関する指導に従事することである。

3 飲食店その他の営業等の施設については、食品衛生法施行令第三条において営業等の施設の種類のごとに監視又は指導の回数の基準が定められている。

4 食品関係営業等の都道府県別の施設数は、昭和五十二年末現在において別表第一の第三欄のとおりである。

二について

1 食品としての農作物が農薬の残留基準に適合しているかどうかを判定する試験を行うために当該農作物を収去する場所は、主に市場、販売業者の店舗であり、また、試験が行われる場所は、都道府県等の衛生研究所等である。

当該試験の実施状況については、厚生省が承知している資料によれば、昭和四十八年度から五十年年度までの試験件数は次のとおりである。

昭和四十八年度	一、〇一五件
同 四十九年度	九二一件
同 五十年年度	九〇五件

2 試験抜き取りから試験終了までの所要日数は、試験の対象物及び試験の対象となる農薬の種類、試験件数等試験施設における業務の状況によつて異なり、厚生省が承知しているところでは、おおむね一〇日から四か月となっている。

3 農薬の残留基準を含め、食品が食品衛生法第七条第一項に基づく規格基準に適合するかどうかの試験の結果は、食品の種類ごとに、四半期ごとに国に報告を求めるとして、当該報告においては農薬の残留基準に関する試験結果について他に区別して報告を求める取扱いはなっていない。

食品における農薬の残留に関する試験結果については、必要に応じ、当該試験を行った都道府県等から国に対し報告が行われ、また

国からも報告を求めており、その件数は1において述べたとおりである。

4 1において述べた昭和四十八年度から五十年年度までの試験の結果については、その約九パーセントが基準に適合している。

基準に適合していない農作物については、食品衛生法第二十二條の規定に基づき、必要に応じ、廃棄、回収等の措置を講じさせることとしているほか、原因を調査した結果、農薬の使用実態に問題がある場合には、その生産地及び生産農家に対し、農薬安全使用基準のつとつて適正な使用が確保されるよう、指導の徹底を図ることとしている。

5 農薬の残留に関し食品衛生法の規定に基づく検査の対象となる農作物は、同法第七条第一項の規定に基づき農薬の残留基準が定められている米、きゅうり、キャベツ等五三品目である。

三について

1 食品における農薬の残留基準は、急性及び慢性毒性試験の結果、次世代に及ぼす影響に関する試験の結果等の毒性学的資料から算出された人体許容一日摂取量を基に、食品衛生調査会の意見を聴いて設定している。

2 食品における農薬の残留基準は、他の農薬との相乗作用、慢性毒性等を配慮し、動物実験の結果に十分な安全率を見込んで設定している。

四について

農薬事故に係る年次別の死亡者数及び中毒者

数については、別表第二のとおりである。

五について
奇形児の出生については各種の調査があるが、観察の時期、期間又は精度、奇形の定義等に違いがあることから調査によつて差があり、奇形児の出生頻度の正確な把握は学問的にも困難な状況にある。

後期死産の推移は、別表第三のとおりである。

六について

1 ベーチャット病の調査研究は、昭和四十七年度以降、特定疾患ベーチャット病調査研究班において継続されており、昭和五十二年年度の研究成果については、「昭和五十二年度研究業績」として公表されている。研究の重点は、本疾患の原因究明、治療法の改良に置かれており、原因究明については、細菌若しくはウイルス、免疫異常又は代謝異常との関連、発症に関連する宿主の素因の問題、あるいは、化学物質の関与の有無など、多角的な研究が進められているが未だ結論は得られていない。

2 「昭和五十一年度研究業績」によれば、全国のベーチャット病患者数は、約一万一、〇〇〇人と推定される。患者は全国的に分布しているが、やや北日本に多い傾向がうかがわれる。

眼症状を合併する患者は全体の約七〇パーセントであり、そのうち失明者(視力〇・〇以下)の患者は約三〇パーセントとされている。

右答弁する。

別表第一

食品衛生監視員数及び食品関係営業等施設数

都 道 府 県 名	食 品 衛 生 監 視 員 数			食 品 関 係 営 業 等 施 設 数
	総 数	専 任	兼 任	
北海道	367人	57人	310人	178,830 施設
青森	59	5	54	47,223
岩手	83	18	65	64,360
宮城	198	30	168	76,204
秋田	53	14	39	67,079
山形	45	15	30	38,900
福島	86	0	86	79,069
茨城	91	23	68	138,313
栃木	83	8	75	58,381
群馬	83	16	67	60,381
埼玉県	156	34	122	130,983
千葉県	147	48	99	120,191
東京都	814	406	408	425,763
神奈川県	371	92	279	141,473
	131	15	116	97,680
富山県	82	2	80	38,926
石川県	72	4	68	30,846
福井県	68	0	68	29,536
山梨県	52	25	27	30,060
長野県	94	12	82	85,260
岐阜県	130	0	130	60,988
静岡県	146	51	95	134,347
愛知県	370	152	218	189,086
三重県	68	3	65	46,172
滋賀県	59	0	59	22,719
京都市	168	36	132	73,708
大阪府	337	177	160	220,897
兵庫県	408	53	355	137,037
奈良県	68	0	68	29,606
和歌山県	52	2	50	27,562
鳥取県	20	18	2	17,459
島根県	30	0	30	26,364
岡山県	60	51	9	62,546
広島県	160	40	120	94,476
山口県	102	20	82	54,830
徳島県	49	0	49	25,697
香川県	52	28	24	31,370
愛媛県	77	1	76	44,213
高知県	38	2	36	30,618
福岡県	256	128	128	136,278
佐賀県	42	9	33	30,629
長崎県	104	22	82	61,630
熊本県	147	8	139	71,865
大分県	66	9	57	42,273
宮崎県	80	0	80	35,649
鹿児島県	113	26	87	76,145
沖縄県	78	0	78	34,651
合 計	6,415	1,680	4,755	3,758,673

(注) 1 食品衛生監視員数は、厚生省環境衛生局調べ。

2 食品関係営業等施設数は、厚生省「衛生行政業務報告(厚生省報告例)」による。

別表第二 農業事故死亡・中毒者数

区分	年	昭和37	昭和38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
散布中	中毒	332	245	175	105	190	288	156	470	155	302	329	240	118	90	63	29
	死亡	28	19	12	11	23	16	13	15	10	3	4	9	1	5	4	8
誤用	中毒	32	24	27	15	24	16	17	30	34	9	39	8	8	28	19	11
	死亡	13	20	19	22	23	27	25	29	17	28	23	12	10	14	12	22
自他殺	未遂	73	71	109	107	113	126	107	95	94	110	123	118	108	103	108	108
	死亡	795	828	787	775	804	672	819	791	725	574	552	423	396	423	405	410
合計	中毒・未遂	437	340	311	227	327	430	280	595	283	421	491	366	234	221	190	143
	死亡	836	867	818	808	850	715	857	835	752	605	579	444	407	442	421	440
	計	1,273	1,207	1,129	1,035	1,177	1,145	1,137	1,430	1,035	1,026	1,070	810	641	663	611	583

(注) 1 厚生省業務局調べ。 2 昭和36年以前は不明である。

別表第三

後期死産の推移

年	件数	率(出生千対)
昭和25年	73,659件	31.5
26	67,221	31.4
27	62,786	31.3
28	59,195	31.7
29	55,502	31.4
30	53,297	30.8
31	53,201	31.9
32	50,894	32.5
33	53,385	32.3
34	51,494	31.7
35	49,512	30.8
36	48,184	30.3
37	46,408	28.7
38	44,764	27.0
39	42,151	24.6
40	39,955	21.9
41	30,818	22.6
42	36,738	19.0
43	32,228	17.2
44	30,609	16.2
45	29,107	15.0
46	28,235	14.1
47	26,329	12.9
48	25,442	12.2
49	22,989	11.3
50	20,268	10.7
51	17,741	9.7
52	16,009	9.1

(注) 1 厚生省「人口動態統計」による。
2 昭和24年以前については、調査が行われていない。

(審判通知書受領)
一、去る十三日、内閣から、衆議院議員山花貞夫君提出日本アイ・ビー・エム株式会社労働紛争に関する質問に対して、質問事項について調査・検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十四年四月二十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十四年二月二十日
内閣総理大臣 大平 正芳

海外経済協力基金法の一部を改正する法律
海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第九条中「総裁一人」の下に、「副総裁一人」を加える。
第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項

とし、同条第二項中「総裁」を「総裁及び副総裁」に、「総裁に」を「総裁及び副総裁に」に、「総裁が」を「総裁及び副総裁が」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 副総裁は、基金を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁が事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。
第十一条第二項を次のように改める。
2 副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
第十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。
第十四条に次の一項を加える。

3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
第十六条中「総裁との」を「総裁又は副総裁との」に、「総裁は」を「総裁及び副総裁は」に改める。
第二十九条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「借入金」を「長期借入金若しくは短期借入金」に改

め、同条第六項中「前各項」を「第一項及び第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項を」を「第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度の内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。
3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
第二十九条の三「借入金の現在額及び」を「長期借入金及び短期借入金の現在額並びに」に、「に相当する額をこえる」を「の三倍に相当する額を超え」に改める。
第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。
(債務保証)
第二十九条の四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、基金の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ、第三十八条第一号中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣又は経済企画庁長官」に、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 理事の任命に関する改正後の海外経済協力基金法第十一条第二項の規定は、この法律の施行

後に行われる理事の任命について適用する。

理由

海外経済協力基金の事業運営の状況等にかんがみ、その資金調達の円滑化を図るため同基金の借入金等の限度額を拡大する等の措置を講ずるとともに、同基金に副総裁一人を置くこととする等その事業運営の体制を整備強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、海外経済協力基金の事業運営の状況等にかんがみ、その資金調達の円滑化を図るため同基金の借入金等の限度額を拡大する等の措置を講ずるとともに、同基金に副総裁一人を置くこととする等その事業運営の体制の整備強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 役員増員等

(1) 基金に副総裁一人を置き、副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。また、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする規定を削除する。
(2) 副総裁の職務及び権限に関する規定等を整備する。

2 借入金等の限度額の拡大

長期借入金及び短期借入金の現在額並びに海外経済協力基金債券(以下「債券」という。)の元本に係る債務の現在額の合計額の限度を資本金及び積立金の合計額の三倍までに引き上げる。

3 債務保証に関する規定の追加

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、基金の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができ、

4 その他

「借入金」を「長期借入金若しくは短期借入金」に改め、短期借入金の償還期限について定める等所要の規定を整備する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本法案は、海外経済協力基金の事業運営の状況等にかんがみ、その資金調達円滑化を図るとともに、事業運営の体制を整備強化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本法案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計予算において、海外経済協力基金出資に必要な経費として、千百五十億円が計上されている。

右報告する。

昭和五十四年四月十一日

商工委員長 橋口 隆

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、最近におけるわが国経済協力の重要性にかんがみ、一層その実効を挙げるための基礎として、発展途上国との相互理解をさらに深め、広範な人的交流を活性化するように諸般の施策の拡充を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 経済協力の計画的推進を図るため、各省庁間の連絡・協力体制を強化するとともに、政府の執行手続の簡素化及び基金の業務遂行の効率化等により、援助執行の迅速化に努めること。

二 資金援助については、その目的を的確に達成するため、援助額の決定、援助手続等の適正化に一層努めるとともに、援助の効果が明確にな

るよう努力すること。

三 基金の借款供与については、条件緩和に一層努力するとともに、借入金等の増大に伴う資金コストの上昇の事態に対しては、交付金制度の活用等により対処すること。

四 技術協力を積極的に推進するため、コンサルティンク企業等の育成を図るとともに、派遣技術者等の養成及び海外からの研修員等の受入れ体制を整備強化し、派遣技術者等の海外における待遇、帰国後の処遇、子弟の教育等について十分な措置を講ずること。

五 特に開発が遅れている発展途上国に対しては、重点的に当該国の事情に即応した医療、教育等の社会開発援助を行うとともに、食糧増産基盤整備のためのプロジェクト援助及び技術指導を推進し、当面、適切な現物援助について十分配慮すること。

元号法案

右国会に提出する。

昭和五十四年二月二日

内閣総理大臣 大平 正芳

元号法

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めらる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

理 由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

元号法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法案は、元号に関する制度を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 元号は、政令で定めること。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めらる。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

4 昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする。

二 議案の可決理由
元号に関する制度を定めようとする本法案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十四年四月二十日

内閣委員長 藏内 修治

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

港灣労働法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十四年二月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

港灣労働法の一部を改正する法律

港灣労働法(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(調整)

第三十一条の二 手当の支給を受けることができる者が、その支給を受けることができる日について、雇用保険法の規定による求職者給付(基本手当及び日雇労働者求職者給付金に限る)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業保険金又は国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第一項若しくは第二項の規定による退職手当(以下こ

の条において「求職者給付等」という。)の支給を受けることができる場合において、その手当の日額が求職者給付等の日額(その者が自己の労働によつて収入を得るに至つた場合においては、雇用保険法第十九条第一項(国家公務員等退職手当法第十条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に基づく退職手当の支給の条件として従うべきものとされる場合を含む。)又は船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定に基づき減額して支給する求職者給付等の額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該手当の日額から当該求職者給付等の日額を控除した額の手当を支給し、当該手当の日額が当該求職者給付等の日額以下であるときは、手当を支給しない。

第三十五条第三項中(「当該事業主が、その月に、雇用保険法の規定による日雇労働者被保険者である日雇労働者を港灣運送の業務に使用するため雇用して労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第四十四号。以下「徴収法」という。)第十条第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という。)を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額を控除した額)を削る。

(雇用保険法の特例)

第五十九条 登録日雇港灣労働者に対する雇用保険法第四十二条の規定の適用については、同条第二号中「三十日以内」とあるのは、「二月以内」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の日に係る雇用調整手当の支給については、なお従前の例による。

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号

港務労働法の一部を改正する法律案及び同報告書 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五二

3 施行日前において港務労働法第九條第一項に規定する登録日雇港務労働者(以下「登録日雇港務労働者」という。)であつたことがある者に対する雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第三章及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第三章の規定の適用については、その者が登録日雇港務労働者であつた間は、雇用保険法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者であつたものとみなし、その者が登録日雇港務労働者として港務労働法第二條第二号に規定する港務運送(以下「港務運送」という。)の業務に従事するために雇用された日(同法第三十一條第一項の規定による指定に係る港務の登録日雇港務労働者であつた者については、その者が同法第四項の期間内において公共職業安定所の紹介により港務運送の業務以外の業務に従事するために雇用された日を含む。)については、政令で定めるところにより、徴収法第十條第二項第四号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という。)が納付されたものとみなす。この場合において、施行日前にその者に支給した雇用調整手当は、雇用保険法第三章第四節の規定により支給した日雇労働者給付金とみなし、施行日前に港務労働法第三十二條第二項の規定に該当した者は、雇用保険法第五十二條第三項(同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同法第五十二條第三項の規定に該当したものとみなす。

法律案を提出する理由である。

港務労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、輸送革新の進展に伴い、登録日雇港務労働者の就業機会が減少し、これらの者に支給する雇用調整手当の収支状況も悪化していることにかんがみ、その改善を図るため、登録日雇港務労働者について雇用保険法を適用すること等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 登録日雇港務労働者に対して雇用保険法を適用し、日雇労働被保険者とするものとする。

2 雇用調整手当の支給を受けることができる者が、その支給を受けることができる日について、雇用保険法の日雇労働者給付金等の支給を受けることができる場合において、雇用調整手当の日額が日雇労働者給付金等の日額以下であるときは雇用調整手当を支給せず、雇用調整手当の日額が日雇労働者給付金等の日額を超えるときはその差額の雇用調整手当を支給するものとする。

3 この法律は、昭和五十四年十月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

港務における輸送革新の進展に伴い、登録日雇港務労働者の就業機会が減少し、これらの者に支給する雇用調整手当の収支状況も悪化していることにかんがみ、その改善を図る等の措置を講ずることは、時宜に適應するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十四年度労働保険特別会計(労働省所管)の雇用勘定に三億七千五百万円(うち一般会計より受入れ一億二千五百万円)が計上されている。

右報告する。

昭和五十四年四月二十四日

社会労働委員長 森下 元晴

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

港務労働法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 常用港務労働者の雇用の安定に関する施策を含む港務労働対策の抜本的な改善について、引き続き検討を行うこと。

一 登録日雇港務労働者について、月十四日以上就労が確保される体制が確立されるよう、就労保障協定の締結などにつき関係事業主に対し適切な指導を行うこと。

一 港務労働者の資質の向上を図るため、港務関係者の十分な話し合いの下に、登録日雇港務労働者について、円滑な新陳代謝が行われるよう努めること。

一 効果的な立入検査を実施すること等により、港務における適正な雇用秩序を確保し、登録日雇港務労働者の優先雇用体制の確立に努めること。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年二月十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律

〔国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正〕

第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日」を「昭和五十八年六月三十日限り」に改める。

〔特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正〕

第二条 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を経過した日」を「昭和五十八年六月三十日限り」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

漁業離職者及び特定不況業種離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の有効期限を、それぞれ昭和五十八年六月三十日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
 本案は、漁業離職者及び特定不況業種離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者

理 由

輸送革新の進展に伴い、港務運送業務における日雇港務労働者依存度の低下が著しく、登録日雇港務労働者の失業が増加している傾向にかんがみ、登録日雇港務労働者について雇用保険法を適用することとする等の必要がある。これが、この

職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の有効期限（昭和五十五年一月一日）を、それぞれ昭和五十八年六月三十日まで延長するものである。

二 議案の可決理由

漁業離職者及び特定不況業種離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の有効期限を延長することは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十四年度一般会計（労働省所管）に百四十二億五千四百万円、昭和五十四年度労働保険特別会計（労働省所管）の雇用勘定に百三億二千二百万円（うち一般会計より受入れ二十五億八千万円）及び昭和五十四年度船員保険特別会計（厚生省所管）に四億九千七百万円（うち一般会計より受入れ一億二千四百万円）が、それぞれ計上されている。

右報告する。

昭和五十四年四月二十四日

社会労働委員長 森下 元晴

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院会議録第十九号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
五〇七	三	一六	あります。	あります
五〇九	一	一	こと	こと、
五一一	一	二〇	気象庁	気象庁
五二四	一	三	由立て	申立て
五二五	二	四	の下に、	の上に、
五二六	二	六	招否し、	拒否し、
五二六	二	三	いまだ	いまだに
五三三	一	二	船員	船員
五三三	四	九	得た数値	得た数値

昭和五十四年四月二十四日 衆議院會議録第二十号

五五四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二一(大代)

〒107